

素案

# 群馬県生活安心いきいきプラン

[令和3(2021)~7(2025)年度]

令和〇年〇月

群 馬 県

## 目 次

---

■ 総 論.....	1
第1章 計画の策定にあたって .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	12
3 計画期間 .....	14
第2章 県民を取り巻く現状 .....	15
1 人口減少と家族形態の変化 .....	15
2 新型コロナウイルス感染症の発生と課題 .....	17
3 現行計画策定後の環境の変化、今後の考えるべき方向性 .....	19
第3章 計画の基本的な考え方 .....	21
1 基本理念 .....	21
2 基本方針 .....	22
3 施策体系 .....	23
4 重点的な取組 .....	24
5 DXを活用した取組 .....	26
第4章 計画の推進 .....	29
1 市町村・民間団体等との連携・協働・共創 .....	29
2 分野横断的な府内体制 .....	29
3 県民意見の反映 .....	30
4 個別基本計画等による推進 .....	31
■ 各 論 .....	32
第5章 具体的施策の展開 .....	33
・基本方針 I 一人ひとりを尊重する .....	34
施策目標 1 人権を尊重した考え・行動ができる社会を実現する .....	34
施策目標 2 性別にかかわりなく一人ひとりが尊重され、ともに支え合う社会を実現する .....	37
施策目標 3 女性が自ら思い描く人生を生き、活躍できる社会を目指す .....	41
施策目標 4 犯罪や非行をした人たちを孤立させない社会を実現する .....	44
・基本方針 II 一人ひとりの活動を支える .....	48
施策目標 5 様々な主体が協働・共創する社会を実現する .....	48
施策目標 6 持続可能な社会に向けた消費行動を推進する .....	52

・基本方針III	一人ひとりを被害から守る	-----	55
施策目標7	消費者の権利を尊重し、被害を未然に防ぐ	-----	55
施策目標8	特殊詐欺や、子ども・女性への犯罪等の被害を防止する	-----	59
施策目標9	犯罪被害者等が安心して暮らせる社会を実現する	-----	63
施策目標10	配偶者等からの暴力を許さない社会を実現する	-----	66
■ 資料編		.....	70
1	目標数値（指標）一覧	-----	71
2	策定経過	-----	72
3	関係法令等一覧	-----	73
4	『群馬県生活安心いきいきプラン』と「生活分野」の個別基本計画等との対応表	-----	76
5	索引	-----	78



---

## 總 論

---

# ■ 総 論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

今回策定する『群馬県生活安心いきいきプラン〔2021-2025〕』は、本県の「生活分野」における様々な施策についての基本的な方向性を示す最上位計画として位置付けられ、また、『群馬県 新・総合計画「ビジョン」』における20年後に目指す姿である「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現に向けた取組を進めていくものです。

#### ■ 『群馬県生活安心いきいきプラン〔2021-2025〕』の対象施策分野

- 協働による地域づくり施策
- 消費者施策
- 人権教育・啓発施策
- 犯罪被害者等施策
- 男女共同参画施策
- 配偶者等からの暴力(DV)対策施策
- 再犯防止施策
- 情報公開

#### (1) これまでの県の取組

県では、市民活動支援、消費者問題、人権教育・啓発、犯罪被害者等支援、男女共同参画、再犯防止及び情報公開等の「生活分野」における様々な施策について、5年後の魅力あふれる群馬の実現に向けて、最上位計画としての「群馬県生活安心いきいきプラン」〔計画期間：平成28(2016)～令和元(2019)年度〕及び各個別計画により施策の推進に取り組んできました。

これまでの県の取組の経過について、各施策の個別計画ごとの取組状況について記載します。

#### ■ 協働による地域づくり施策の取組

近年、ライフスタイルが様々になり、市民のニーズは多様化しています。また、少子高齢化と若者の都市部への移住が進んでおり、地域ごとに抱える課題も複雑化・多様化し続けると考えられています。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)によると、群馬県の人口は、平成27(2015)年には1,973千人でしたが、令和7(2025)年には1,866千人、令和17(2035)年には1,720千人まで減少します。また、65歳以上の人口の比率は平成27(2015)年には27.6%でしたが、令和7(2025)年には31.8%、令和17(2035)年には34.9%まで上昇することが見込まれます。

少子高齢化の進行と労働力人口の流出によって、地域を維持するマンパワーが減少し、中心商店街の衰退や空き家の増加、農地の後継者難などの課題が顕在化してきています。また、隣近所との付き合いも希薄になり、世帯規模も小さくなっている中で、以前のように地域で支え合うことが難しくなっています。

平成10(1998)年の特定非営利活動促進法の成立から20年以上経過し、県内の特定非営利活動法人（NPO法人）は、令和2(2020)年3月末、825法人になりました。市民活動は社会に定着しつつあり、活動への理解も広がっています。郷土への誇りと愛着をもち、自分が住む地域をよりよくしたいと考える個人や組織が自発的な活動に取り組んでいます。

県では、平成20(2008)年2月に「NPOと行政との協働に関する指針」を公表しましたが、策定後10年余りが経過し、NPOや「協働」を取り巻く環境も大きく変化しました。地域課題が複雑化・多様化し、市民の力を活かして解決することが期待される場面がこれまで以上に増えてきました。また、課題解決に関与する主体も、NPOや行政だけではなく、企業も社会貢献活動としての取組が見られる状況になっています。こうした、地域課題の複雑化・多様化、多様な活動主体の登場などの状況を踏まえ、平成31(2019)年3月に改訂し、「協働による地域づくりに関する指針」として、様々な主体による協働の推進に取り組んでいます。



#### 〔参考〕国の動き

NPO法人制度については、阪神・淡路大震災（平成7(1995)年1月17日）を契機に民間による非営利活動への関心が高まり、活動を行う団体が法人格を取得することで、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10(1998)年12月に施行されました。

その後、「特定非営利活動法人（NPO法人）」は、法人数も増加し社会に定着し、平成24(2012)年施行の法改正では、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われ、NPO法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに応えていくことがますます期待されています。

また、地域の活性化を図るとともに、すべての人々がその能力を社会で発揮できるよう下支えを進める共助社会をつくっていくためには、特定非営利活動法人等による地域の絆を活かした共助の活動が重要となってきます。このような活動の推進に必要な政策課題の分析と支援策の検討を行う場として、内閣府経済財政政策担当大臣主催の会議として、有識者による「共助社会づくり懇談会」が平成25(2013)年度から26(2014)年度に開催され、平成27(2015)年3月には「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」の報告書がまとめられています。

#### ■消費者施策の取組

近年の高度情報化や国際化の進展、規制緩和など消費者を取り巻く環境の変化によって、商品やサービスの選択幅が拡大し、欲しい商品やサービスをいつでも手に入れられるなど、私たち消費者は便利で快適な生活を享受しています。

一方で、消費者の生命・身体に関わる製品事故、食の安全と信頼に関する問題、高齢者を狙った悪質商法、多重債務者問題など、消費者の安全を脅かす問題が後を絶ちません。更に、地球温暖化や水質汚濁、ごみ処理などの環境問題等は、日々の消費生活と密接な関係にあることから、私たち消費者には環境や社会に配慮した消費行動が求められています。

また、平成21(2009)年9月の消費者庁設置によって消費者行政の一元化が図られ、併せて施行された消費者安全法には消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援及び市町村による消費生活センターの設置等が進展するなど、消費者行政全体の強化が図られました。

これらを踏まえ、県では、「群馬県消費生活条例」(平成18(2006)年7月施行)に基づき、「第1次群馬県消費者基本計画」(計画期間：平成26(2014)～30(2018)年度)を策定し、消費生活課で実施している政策や施策だけではなく、警察や教育委員会等も含めた府内各部局が横断的に取り組むべき総合的な施策の方向性を示し、消費者、事業者及び消費者団体等の相互の連携と信頼の下に、消費者行政を総合的・計画的に推進してきました。更には、この5年間で様々な社会的变化を踏まえ、「第2次群馬県消費者基本計画」(計画期間：平成31(2019)～令和5(2023)年度)を策定し、引き続き、本県の消費者行政の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。

#### 〔参考〕国の動き

平成21(2009)年9月に消費者庁及び消費者委員会が設置されました。消費者庁は、消費者行政の「舵取り役」として、消費者行政の体制整備や消費者関連法令の整備等の懸案事項について成果を上げてきました。また、消費者委員会は、政府の消費者行政全般に対する監視役として調査審議を行い、建議等が行われてきました。

昨今、少子・高齢化の進展や人口減少、情報通信技術の高度化、国際化の進展といった社会経済情勢の変化に伴って、消費者問題は多様化・複雑化してきました。このため、取り組むべき課題はますます増えてきています。

のことから、消費者庁では、すべての消費者が一元的に消費生活について相談できる窓口(消費生活センター等の消費生活相談窓口)の設置を促進し、平成27(2015)年度には、すべての地方公共団体において消費生活相談窓口が設置され、相談体制の空白地域の解消を達成しています。

更に、平成22(2010)年から、消費者ホットラインの運用を全国で開始し、平成27(2015)年から、より覚えやすい、局番なしの3桁の全国共通電話番号「188」の運用を開始しました。

また、平成30(2018)年に消費者契約法が改正され、高齢化の進展を背景としたいわゆる過量契約に係る取消権の創設や、消費者の不安をあおる告知・好意の感情の不当な利用といった不当勧誘行為に対する取消権の創設等が行われました。また、平成24(2012)年・28(2016)年には特定商取引法が改正され、取引類型に訪問購入が追加されるなどの改正が行われました。

消費者政策は、商品やサービスの種類を限定することなく、消費者の安全の確保、消費者契約の適正化、表示の適正化、消費生活に関する教育・啓発、消費者と事業者との間の苦情処理・紛争解決など、多岐にわたる施策を内容とするものであることから、多くの府省庁等が一体となって取り組むものとして、国では、これまで第1期から第3期まで15年間にわたり、消費者基本計画に基づいて消費者政策を展開してきました。

令和2(2020)年3月には、新たな「第4期消費者基本計画」(計画期間：令和2(2020)～6(2024)年度)が定められ、消費者被害の防止、消費者の自立、協働による豊かな社会の実現などを基本的方向として、消費者政策を強力に推進することとなりました。

## ■防犯施策の取組

本県の治安情勢については、刑法犯認知件数が平成16(2004)年に戦後最多を記録しました。こうした中、県では、地域社会において日常的に安全が保たれ、犯罪が起こりにくいまちづくりを実現するため、「群馬県犯罪防止推進条例」(平成16(2004)年6月16日施行)を定め、条例に基づき、県民・事業者・警察及び行政が一体となり、地域の防犯力向上施策や子ども・女性の安全確保対策等の取組を進めています。

また、平成27(2015)年5月に、群馬県振り込め詐欺等根絶協議会(令和2年4月、群馬県特殊詐欺等根絶協議会に名称変更)を設置し、事業者・関係団体が一体となってオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害や消費者被害の防止に取り組んでいます。

### 〔参考〕国の動き

犯罪対策では、犯罪情勢の悪化を受け、その対策を進めるため、平成15(2003)年9月、政府に、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的とする「犯罪対策閣僚会議」が設置されました。同会議は、同年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」を、平成20(2008)年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定しました。令和元(2019)年6月には、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が高水準で推移しており、依然として深刻な情勢が続いていることから、被害の未然防止を推進するため、オレオレ詐欺等対策プランを決定しました。

## ■人権教育・啓発施策の取組

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、「人権の尊重」をキーワードに様々な取組が行われてきました。

本県でも、「人権の尊重」を県政の基本姿勢として各種施策に取り組んできたところであり、すべての県民の人権が尊重される社会を目指し、平成12(2000)年5月に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人ひとりの人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現を目指し、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。

行動計画の推進期間である平成12(2000)年度から平成16(2004)年度までの5年間にわたる取組の結果、重要課題として盛り込んだ各人権課題に対する正しい理解、認識はある程度進んできましたが、人権問題の多様化・複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきました。そこで、行動計画5年間の成果と課題を踏まえ、平成17(2005)年3月に「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、引き続き、様々な人権問題に対する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くために取り組んでいます。

### 〔参考〕国の動き

平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年から16(2004)年までの10年間を「人

権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7(1995)年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9(1997)年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」)を策定・公表しました。

また、平成8(1996)年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会は、法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11(1999)年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行いました。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところですが、より一層の推進を図るためにには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12(2000)年11月、議員立法により法案が提出され、「人権教育・啓発推進法」が制定されました。

政府は、平成14(2002)年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23(2011)年4月一部変更)に基づき、国民の一人ひとりが人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んでいます。

## ■ 犯罪被害者等施策の取組

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命、身体、財産上の直接的な被害のほか、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的苦痛、周囲の人々の配慮に欠けた無責任な噂話や過度な取材などの「二次被害」に苦しめられ安心して社会生活を営めなくなることがあります。

このような犯罪被害者等が抱える問題について、一人でも多くの方が知り、支援への理解を深めてもらうことが大切です。

国では、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、平成28(2016)年4月には「第3次犯罪被害者等基本計画」を決定しました。県では、平成29(2017)年3月に「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」(計画期間：平成29(2017)～令和3(2021)年度)を策定し、犯罪被害者等が直面している困難な状況を開示し、その権利利益の回復を図るため、様々な犯罪被害者等支援施策を推進しています。また、令和3(2021)年○月には「群馬県犯罪被害者等支援条例」(令和3年○月○日施行)を制定し、犯罪被害者等支援の基本理念や基本的な施策を定めました。

### 〔参考〕国の動き

平成16(2004)年12月に制定された「犯罪被害者等基本法」では、その前文において、『近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利

が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。更に、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。(中略)国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。』とされています。

この法律に基づき、平成17(2005)年12月に「犯罪被害者等基本計画」が、平成23(2011)年3月には「第2次犯罪被害者等基本計画」が、更に平成28年(2016)年4月に「第3次犯罪被害者等基本計画」(計画期間：平成28(2016)～令和2(2020)年度)が策定され、我が国の犯罪被害者等施策は大きく進展したところです。

また、令和3年(2021)年〇月に、「第4次犯罪被害者等基本計画」(計画期間：令和3(2021)～7(2025)年度)が策定されました。

### ■男女共同参画施策の取組

性別に関わらずすべての個人が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要であり、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国における最重要課題として位置付けられています。

そして、固定的な性別役割分担意識が解消され、男女が社会を支え、共に家庭、地域を担うという男女共同参画社会は、女性だけでなく男性のためにも必要とされています。

本県では、昭和50(1975)年の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として昭和55(1980)年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後、平成11(1999)年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、平成13(2001)年3月に、「ぐんま男女共同参画プラン」(計画期間：平成13(2001)～17(2005)年度)を策定し、条例の制定について検討を開始しました。そして、平成16(2004)年3月に制定した「群馬県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念等を踏まえ、平成18(2006)年3月に、「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」(計画期間：平成18(2006)～22(2010)年度)を策定し、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などの施策に取り組みました。

その後、社会経済環境等の変化や第2次計画の課題を踏まえ、平成23(2011)年3月に、「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」(計画期間：平成23(2011)～27(2015)年度)を策定し、広く県民に理解と協力を求め、地域社会や職場などの男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を着実に推進してきました。

その間、平成21(2009)年4月に男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として「ぐんま男女共同参画センター(愛称：とらいあんぐるん)」を設置しました。これにより、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが一層進むこととなりました。

また、平成27(2015)年には、女性が持てる能力を発揮し、希望に応じ、あらゆる分野において活躍できる社会の実現に向けて、女性の活躍を地域ぐるみで応援するため「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、趣旨に賛同する企業・団体等と連携して応援メッセージの発信等を行うほか、「ぐんま輝く女性表彰」制度を設け、女性活躍応援の取組を開始しました。

更に、平成28(2016)年3月に「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」(計画期間：平成28(2016)～令和2(2020)年度)を策定し、「長時間労働等を前提とした労働慣行の変革」と「男性にとっての男女共同参画」を計画全体にわたる横断的視点として位置づけ、取組を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、「第5次群馬県男女共同参画基本計画」(計画期間：令和3(2021)～7(2025)年度)を、令和3(2021)年月に策定しました。

#### 〔参考〕国の動き

平成27(2015)年8月に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立しました。更に、令和元(2019)年5月には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化等を内容とする一部改正(令和2年6月一部施行)が行われました。



また、平成30年(2018)年5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同で参画し民主政治の発展に寄与することを目的に、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すため、地方公共団体は、実態調査、情報収集、啓発活動、環境整備、人材育成等に取り組むよう努めることとされました。

#### ■ DV対策施策の取組

配偶者等からの暴力〔DV(ドメスティック・バイオレンス)〕は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の原因としては、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、個人の問題として片付けられないような社会的・構造的问题も大きく関係しています。

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合、女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

こうした中、本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)等の規定に基づき、平成18(2006)年3月に「ぐんまDV対策基本計画」(計画期間：平成18(2006)～20(2008)年度)を策定し、その後、第2次計画を経て、平成26(2014)年3月に改訂した「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」(計画期間：平成26(2014)～30(2018)年度)に基づき、配偶者等からの暴力の根絶に向けて施策に取り組んできました。これまでの取組により、被害者の支援体制の整備、DV防止の啓発や被害者の相談窓口の周知などを着実に推進してきましたが、依然として、被害を受けても誰にも相談していない方が過半数を占めるなど、取り組むべき課題があります。

このような状況を踏まえ、平成31(2019)年3月に「第4次ぐんまDV対策推進計画」(計画

期間：平成31(2019)～令和5(2023)年度を策定し、相談窓口の認知度等の4つの数値目標を新たに設定し、若年層を中心とした予防啓発の充実、市町村の「配偶者暴力相談支援センター」の設置による相談体制の整備、被害者の自立支援等を重点施策に位置付け、DV対策の一層の推進に取り組んでいます。

#### 〔参考〕国の動き

児童相談所や関係機関が関わりながら、平成30(2018)年3月に東京都目黒区で5歳の女児が、また、平成31(2019)年1月に千葉県野田市で小学4年生の女児が虐待により死亡するという、大変痛ましい事件が発生しました。これを受け、国では、同年2月に関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定し、更に、同年3月には「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)の中に、DV対応と児童虐待対応との連携強化を明記しました。

また、令和元(2019)年6月には、DV被害者の保護にあたり、相互に連携・協力すべき関係機関として、「児童相談所」を明確化すること等を内容とした「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正が行われました。(令和2年4月1日施行)

更に、令和2(2020)年4月に、国は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛によるDVの増加や深刻化の懸念を踏まえ、24時間電話相談やSNS・メール相談等、多様なニーズに対応出来る「DV相談+(プラス)」を開始し、DV相談体制の拡充を図りました。

#### ■再犯防止施策の取組

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のために就労ができず、また、住居を確保することができないなど、地域社会で生活をすることが困難な状況にある人も多く、それ故に犯罪を繰り返すケースが少なくありません。

このため、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て円滑に社会復帰できるよう、国、県、市町村、保健医療や福祉の関係機関及び民間支援団体が緊密に連携し、刑事司法の手続きが終了した後も、息の長い社会復帰への支援を行うことが求められています。

こうした中、国では、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布、施行され、「再犯防止推進計画」が平成29(2017)年12月に閣議決定されるなど、再犯を防止し、安全・安心な社会を実現しようとする動きが進められました。

県では、これまで“社会を明るくする運動”への参画や群馬県地域生活定着支援センターの設置・運営などを通じて、群馬県保護司会連合会などの民間団体と連携し、地域に密着した再犯防止に取り組んできました。こうした取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成31(2019)年3月に「群馬県再犯防止推進計画～円滑な社会復帰を支援するために～」(計画期間：平成31(2019)～令和5(2023)年度)を策定し、犯罪や非行をした人たちに対する就労・住まいの確保や、保健医療・福祉サービスの利用促進などの取組等を定め、再犯の防止等に関する施策の推進に取り組んでいます。令和元(2019)年度には「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」を設置し、計画の重点課題となっている個別分野について検討を行うため「就労」、「住居」の2分科会を設置しました。

### 〔参考〕国の動き

国においては、これまで、平成15(2003)年に第1回の犯罪対策閣僚会議を開催して以来、再犯防止のための様々な取組を実施してきました。平成26(2014)年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～」を決定しました。

そして、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項が定めされました。

この推進法の施行を受け、平成29(2017)年12月、我が国として初めてとなる「再犯防止推進計画」(計画期間：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)を閣議決定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込み、現在、国、地方公共団体、民間協力者等と連携して、各種施策を推進しています。また、この推進計画では、推進法に掲げられた基本理念を基に5つの基本方針を設定しており、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようになります。国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点が示されています。

### ■情報公開の取組

本県では、平成13(2001)年1月1日に「群馬県情報公開条例」を施行し、「県政の主役は県民のみなさん」との理念の下、3つの柱からなる情報公開制度により、保有する情報を積極的に県民に公開しています。

- ・「情報の公表」 … 実施機関に公表することを義務付ける制度
- ・「情報の提供」 … 公表事項以外にも積極的に提供する制度
- ・「公文書の開示」 … 実施機関の保有する公文書を請求を受けて開示する制度

県民が、県政について理解し、判断し、自ら主体となって県政に参加することが、県民による県政です。

県は、県民の知る権利を尊重し、県の保有する情報を公開するとともに説明する責務を果たし、県民が求めている情報の収集と分かりやすい情報の提供に努めています。ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてしまうかもしれません。

このような考え方立って、県は、県民との相互の信頼関係を築き、県民のための県政を推進しています。

### 〔参考〕国の動き

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年4月1日施行)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成14年10月1日施行)は、国民に対し政府の説明責任を全うする観点から、行政機関及び独立行政法人等が保有する文書についての開示請求権等を定めており、国民に開かれた行政の実現を図るために重要な法律となっています。

## (2) 新しい計画の策定

近年、日常生活の中で、子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化による家族の少人数化や、家族形態の多様化、地域における人間関係のつながりの希薄化、経済的な格差、インターネット等の情報化の進展などの様々な社会情勢の動きと変化により、以前にも増して複雑化してきています。また、新型コロナウイルス感染症の発生を契機として、「新しい生活様式」や「新たな日常」という暮らし方が求められてきています。

このため、「生活分野」における本県の施策の的確・適切な推進にあたり、これまでの「群馬県生活安心いきいきプラン」〔計画期間：平成28(2016)～31(2019)年度〕での取組状況と、現在の社会環境の動向を踏まえながら、市民活動支援、消費者問題、人権教育・啓発、犯罪被害者等支援、男女共同参画、再犯防止及び情報公開等の様々な生活分野の施策について、魅力あふれる群馬の実現と県民の幸福度の向上に向けて、県民の命や暮らしに関わる「生活分野」の最上位計画として、基本的な方向性を示すものとして、『群馬県生活安心いきいきプラン〔2021-2025〕』を策定しました。

また、「子ども分野」の最上位計画として位置付けている『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』〔計画期間：令和2(2020)～6(2024)年度〕との調和も図りながら、「生活」と「子ども」の両分野を同時に俯瞰する新たな視点、例えば、DV対策と児童虐待対策の円滑な連携をはじめ、今まで以上に両分野が連携することによって、安全・安心で質の高い県民生活と、より良い子育て環境の実現に向けて、更なる取組を行っていきます。



## 2 計画の位置付け

### (1) 他の計画との調和

本計画は、生活こども部が所管する「生活分野」の個別基本計画等（下表）の内容を踏まえた上で、「群馬県新・総合計画」に基づく生活分野における最上位計画として位置付けられるものです。

なお、各計画等に主に対応する箇所を本文中に表記しています。

《生活分野の計画一覧》（生活こども部所管計画）

	最上位計画 個別基本計画 個別実施計画	表記	根拠法令等
1 群馬県生活安心いきいきプラン 〔令和3(2021)～7(2025)年度〕	協働による地域づくりに関する指針 〔平成30(2018)年度～〕	協働	—
	第2次群馬県消費者基本計画 〔平成31(2019)～令和5(2023)年度〕	消費	消費者安全法、群馬県消費生活条例
	人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画 〔平成17(2005)～〕	人権	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
	第3次群馬県犯罪被害者等基本計画 〔平成29(2017)～令和3(2021)年度〕	犯罪被害	犯罪被害者等基本法、群馬県犯罪被害者等支援条例
	第5次群馬県男女共同参画基本計画 〔令和3(2021)～7(2025)年度〕	参画	男女共同参画社会基本法、群馬県男女共同参画推進条例
	第4次ぐんまDV対策推進計画 〔平成31(2019)～令和5(2023)年度〕	DV	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	群馬県再犯防止推進計画 〔平成31(2019)～令和5(2023)年度〕	再犯	再犯の防止等の推進に関する法律

【参考】《子ども分野の計画一覧》（生活こども部所管計画）

	最上位計画 個別基本計画	表記	根拠法令等
1 ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020 〔令和2(2020)～6(2024)年度〕	群馬県社会的養育推進計画 〔平成27(2015)～11(2029)年度〕	子若	次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、群馬県青少年健全育成条例等

## (2) 持続可能な開発目標（S D G s）への対応

持続可能な開発目標〔S D G s（エステイジーズ）〕（Sustainable Development Goals）]については、平成27(2015)年9月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、すべての人が幸せに暮らせる世界をつくるために国際連合で採択された2030年までの世界共通の目標です。

人間、地球及び繁栄のための行動計画として、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットが示されています。先進国も発展途上国も含むすべての国に適用され、日本でも積極的に取り組んでいます。

また、県では、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市町村、企業、大学、N P O、県民等と一体となってS D G sを推進するため、令和元(2019)年10月、「ぐんま S D G s イニシアティブ」の宣言を行いました。

本計画は、県民の皆さんにとって、“群馬県”が安全・安心で暮らしやすい地域となるよう、「S D G s」の達成のための取組としても推進していきます。



 **ぐんまSDGsイニシアティブ**～SDGs先進県に向けた決意宣言～

群馬県は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、官民連携を進め、S D G sを推進します。

①「誰一人取り残さない」というS D G sの理念のもと、女性、高齢者、障害者、外国人など、年齢、障害の有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

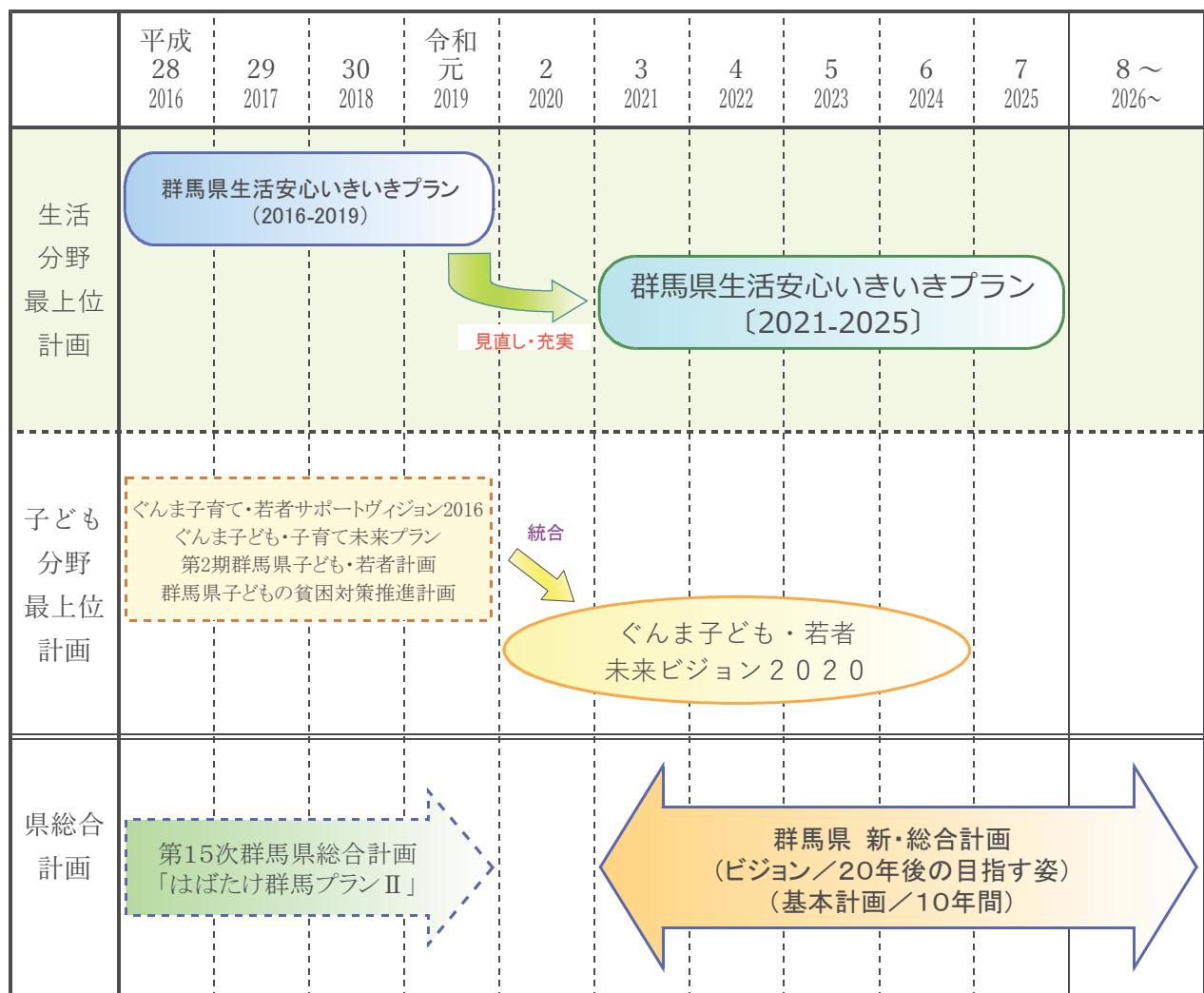
②県民をはじめ、市町村、企業、大学及びN P Oなどとのパートナーシップにより、県全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和3(2021)年度から7(2025)年度までの5年間とします。

また、生活分野の最上位計画である本計画は、「群馬県 新・総合計画」及び「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」(子ども分野の最上位計画)と一体となって施策の推進を図っていきます。

なお、計画期間中において、社会情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



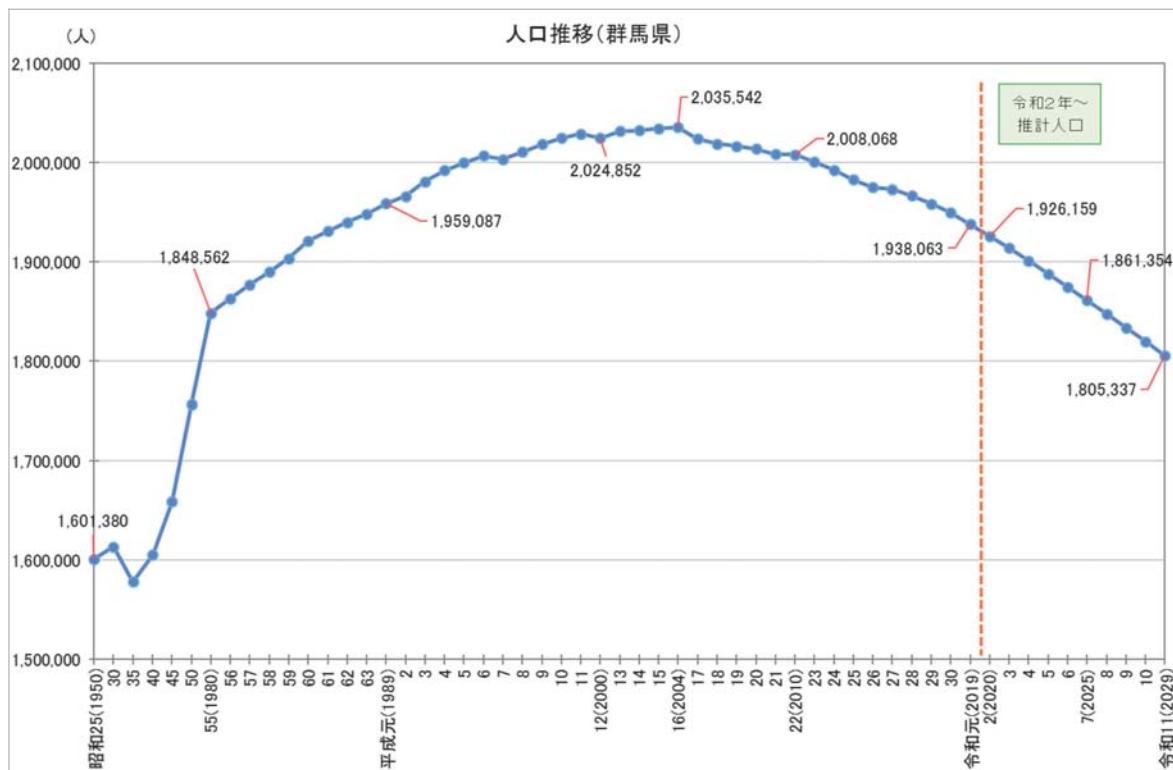
### 1 人口減少と家族形態の変化

本県の人口は、平成16(2004)年の203万人をピークに、以降減少に転じており、令和元(2019)年は193万人となり、更に、令和11(2029)年には180万人と推計されています。

また、世帯数の状況は、平成27(2015)年（国勢調査）は773,952世帯で、1世帯当たり人員は2.55人で、平成22(2010)年と比べると、18,196世帯、2.4%の増加となり、1世帯当たり人員は、平成22年の2.66人から0.11人減少しています。

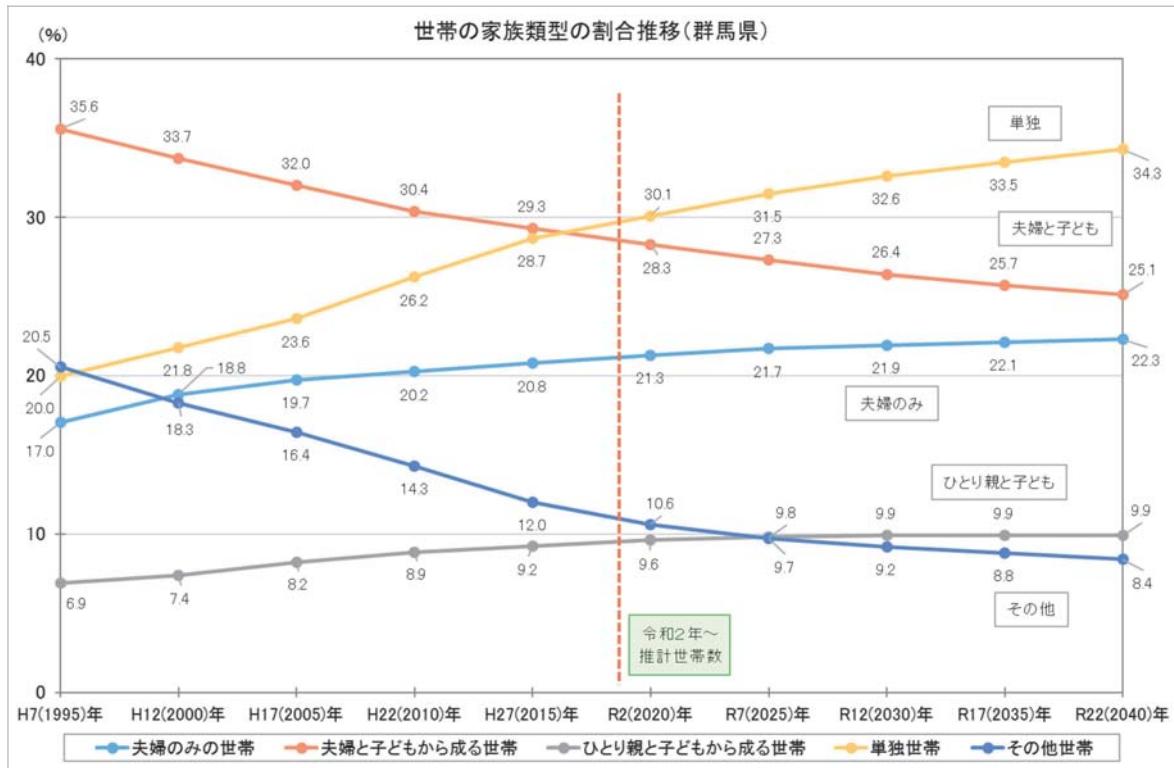
このように人口減少が進む中で、家族形態も変化してきており、今後は、単独世帯が増加し、夫婦と子どもから成る世帯が減少すると推計されています。〔国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（平成31(2019)年推計）による〕

また、少子高齢化や核家族化、共働き化、都市化、人口流動化、情報化等の経済社会環境やライフスタイルの変化などにより、地域での近所付き合いの低下、人間関係のつながりの希薄化が見られています。



※出典：(令和元年まで) 群馬県年齢別人口統計調査・各年10月1日現在（県統計課）

(令和2年以降) 群馬県の将来推計人口・令和2年(2020年)1月推計（県統計課）



※出典：(平成27年まで) 国勢調査・各年10月1日現在 (総務省)

(令和2年以降) 日本の世帯数の将来推計・平成31(2019)年推計 (国立社会保障・人口問題研究所)

## 2 新型コロナウイルス感染症の発生と課題

(注：記載内容は8月末時点で整理したもの。今後の状況変化に応じて内容精査予定。)

### (新型コロナウイルス感染症の発生)

我が国においては、令和2(2020)年1月15日に最初の感染者が確認された後、3月下旬以降、感染が急速に拡大し、46都道府県において感染者が確認されました。4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき7都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、4月16日からは全都道府県に緊急事態宣言が拡大され、国民の一丸となった取組が進められた結果、その後、新規感染者数の減少に伴い、5月25日までに全国で解除されました。

感染症拡大は、これまで経験したことのない局面に直面し、緊急事態宣言の発出により、外出自粛や在宅勤務（テレワーク）、事業者への休業要請、学校の休校、施設の使用制限、保育所や放課後児童クラブ等での保育の縮小、催物（イベント等）の中止又は延期、不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたぐ移動の自粛などが行われました。

5月の緊急事態宣言の解除後、県における警戒度は「3」から段階的に引き下げられ、6月13日からは「1」となりました。しかし、6月以降、全国的に感染拡大傾向が続き、本県でも8月に入ると新規感染者が急増し、感染経路が不明な人や県外行動歴のない人の感染が増えました。このため、県では、「群馬県社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づき、8月15日から警戒度を再び「2」へと引き上げ、「3つの密」（密閉、密集、密接）のリスクが高い店舗や場所の利用や、感染拡大している都道府県への移動など、県民への注意喚起を強化しました。

警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク（7割目標）、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等（部活自粛）
3	△	△	△	別表による	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等（部活一部制限） ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	△	△	別表による	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意（オンライン面会等の推奨）	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○	○	△	別表による	テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策（業界ごとの感染防止ガイドラインなど）を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

※出典：令和2(2020)年8月27日(木) 知事定例記者会見資料

(こうした状況の発生に伴う新たな課題)

新型コロナウイルス感染症の発生を契機として、感染者に対する中傷や偏見など人権等への配慮が求められる課題も生じた状況が見られたことから、国新型コロナウイルス感染症対策本部の資料において下記事項が示されました。

- 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られている。
- 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の取組が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないようにする必要がある。
- その他、対策が長期化する中で生ずる下記の様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う必要がある。
  - ・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待
  - ・情報公開と人権との協調への配慮
  - ・営業自粛等による倒産、失業、自殺等
  - ・社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
  - ・外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保

※出典：国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日、令和2年5月25日変更）…(6)その他重要な留意事項…1)人権への配慮、社会課題への対応等」から一部引用改変)

また、このようなコロナ禍の中での様々な自粛による社会経済活動の低迷により、非正規雇用やパートタイムで働く割合が多い女性の失業や減収といった雇用不安や、育児・家事等の負担によるストレスなどの状況が懸念されました。更に、緊急事態宣言下での小中学校等の休校に伴い、子どもの世話のために、特にひとり親家庭では仕事を休まざるを得ず収入の減少に繋がるなど、多くの課題が生じることとなりました。

### 3 現行計画策定後の環境の変化、今後の考えるべき方向性

(注：記載内容は8月末時点で整理したもの。今後の状況変化に応じて内容精査予定。)

5年前の「群馬県生活安心いきいきプラン(2016-2019)」策定時（平成28(2016)年3月）以降、社会情勢は常に変化してきており、これまでに把握されてきた問題や課題であっても、時間の経過とともに、更に顕在化してきているものもあり、今、すべてを解決することの困難さが浮き上がっています。

更に、新型コロナウイルス感染症の発生（令和2(2020)年1月～）による経済活動の休止や外出自粛などにより、以前はあまり課題として意識されなかった事柄への対処が求められることもありました。感染症発生状況の沈静化に伴う緊急事態宣言の解除によって、その後の社会経済活動が本格的に回復しつつある一方で、感染リスクがゼロにならない以上、これまでの元の生活に戻るというわけではなく、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが求められています。これから普段の生活の中で考えていかなければならぬこととして、この先も新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込んでいくためには、これまで以上に、“一人ひとり”の協力が必要となる社会になってくるものと考えています。

すなわち、ウイルスが身の周りに存在することを前提として、「常に人ととの距離を十分に取り、密集は避ける」「外出するときは必ずマスクを着用し、他の人の密接はできるだけ避ける」「屋内より屋外で、密閉は避ける」という『3つの密』（密閉、密集、密接）を徹底的に避け、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策を継続し、その感染リスクをできる限り回避しながら、普段の仕事や日々の暮らしをしていくという「新しい生活様式」を“一人ひとり”の中に作り上げていくことが必要となってきています。

このような「新しい生活様式」は、最初は堅苦しく制約のあることであっても、時間の経過とともに、「新たな日常」や「ニューノーマル(新常態)」として、“一人ひとり”的普段の生活の中に馴染んでくるものと考えます。

このように新型コロナウイルス感染症の発生は、これから社会システムや人々の働き方、暮らし方が大きく変容する契機となり、新型コロナウイルスとの共存共生が迫られる「ウイズ(With)コロナ」「アフターコロナ」の時代は、ますます社会の変化の流れが速まり、感染拡大防止と経済活動の両立と、これに合わせた施策推進の方向性を探ることが必要になってくるのではないかと考えます。

#### 【実践例】新しい生活様式

人ととの距離

← 2 m →

3密の回避



密集回避 密閉回避 密接回避

手洗い・消毒・換気



手洗い 消毒 换気

テイクアウト  
デリバリー

テレワーク  
オンライン会議

※出典：令和2(2020)年5月28日(木) 知事臨時記者会見資料

## ■ 今後の考えるべき施策の方向性

このような現時点における大きな変化に直面した社会情勢を踏まえ、今後の施策を考えてい  
くにあたり、下記の方向性を考察しました。

### ◇ 「一人ひとり」の状況に応じた“きめ細やかな支援”的必要性

「新しい生活様式」「新たな日常」を過ごす「ウィズ(With)コロナ」「アフターコロナ」の時代にあっては、これまでの生活習慣や様々な常識を今一度見つめ直すことが求められます。そして、様々な社会活動を行う上で、これまでと同じような形で活動することが難しい場合があると考えられます。しかし、一方では、これまでにはなかった発想やDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用による新しい活動の形態が生まれた社会、「一人ひとり」が個性を発揮しながら共存する多様性に満ちた社会になるものと考えています。

また、「3つの密」（密閉、密集、密接）を極力回避するために、これからは、あらゆる活動の中で感染防止対策を講じることを大前提とした社会活動が不可避となります。このため、大規模なイベントや研修会・講演会など、一度に大人数が集まるような活動や支援等を行う場を設ける機会が少なくなることが考えられます。

このようなことを踏まえると、これから活動や支援等は、これまでより「一人ひとり」に視点を置きながら、「一人ひとり」に応じて工夫した新たな支援の仕方が求められてきます。

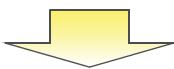
本計画では、「一人ひとり」に視点を置いていますが、「一人ひとり」の語句には、“年齢や性別、国籍などに関係なく個々の人間に焦点を当て、その個々との関係性を大事にする”という意味を含ませています。

「一人ひとり」は、様々な希望があったり、困りごとなどを抱えています。「一人ひとり」の置かれた環境はそれぞれ異なり、また、困難を抱えている場合には、いくつかの困難が相互に影響し合い、複雑に絡み合っているケースもあります。

これまで様々な形態で個別支援等の取組は行われてきたところですが、これからは、これまで以上に「一人ひとり」のそれぞれの様々な状況に応じた、“きめ細やかな支援”的手法を工夫することが必要であり、求められてくるものと考えます。

また、今、県内各地域の中では、地域の「一人ひとり」のために様々な支援活動に熱心に取り組んでいる方々や民間団体が数多く存在しています。一つ一つの活動は、たとえ小さな取組であっても、一つ一つの支援活動の“点”が種々様々に集まり繋がることで、地域全体をやさしく包み込むようなものになれば、地域の方々の一つ一つの支援は、より大きな力の集合体になると 생각ています。

このため、本計画に記載した各施策の推進にあたっては、県や市町村などの行政機関間の連携・協働・共創はもとより、各施策に関連する取組や支援活動を行っている地域の方々や民間団体をはじめ、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働・共創していく中で、様々な境遇にある「一人ひとり」を“地域全体で包む込む”というような支援に取り組んでいくことが必要と考えています。



このような今後の考えるべき施策の方向性を踏まえ、  
本計画での目指すべき方向について、  
「基本理念」と、3つの「基本方針」として設定しました。

### 1 基本理念

県民の誰もが安全・安心に暮らし、  
希望をもっていきいきと活躍できる社会の実現

私たちの“群馬県”は魅力にあふれた地域です。豊かな観光資源、数々の特産品、義理・人情を重んじる県民性、過密でもなくゆったり暮らせるバランスの良い住環境など、群馬の魅力は枚挙に遑（いとま）がありません。

このような“群馬県”に、安心感や幸福感、満足感を持ってずっと暮らしてみたいと思えるような社会環境づくりに向けて、県では、この基本理念のもとに、「生活分野」における個別基本計画等に掲げた様々な施策を着実に進め、「一人ひとり」の県民の幸福度の向上に努めています。

本計画においては、この基本理念を目指していくためには、「一人ひとり」の個性や能力を発揮できる環境を整えることが大事な基盤になると想え、「一人ひとり」の置かれた状況を十分に踏まえながら、「一人ひとり」に寄り添った、きめ細かな支援（活動のための支援、被害等から守る支援など）を取り組みます。

また、同時に、地域社会の中で活躍し、地域を担う方々の力を借りながら、地域と行政関係機関が密接に連携して、「一人ひとり」を地域社会全体で温かくやさしく包む込むような支援ができるよう取り組んでいきます。

このような取組によって、「一人ひとり」が輝き、尊重され、誰もがどこでも安全・安心を実感でき、年齢や性別、国籍、障害、そして困難な状況などにかかわらず、誰一人取り残されることなく生きがいを感じることができ、「一人ひとり」が幸福を実感できる社会の実現を目指していきます。

## 2 基本方針

県民にとって身近な「生活分野」における本計画の推進にあたっては、基本理念を踏まえるとともに、とても基本的なことですが、しかし、とても重要な考え方として、次の3つの視点（基本方針）を掲げました。

この視点の意図する内容を十分に念頭に置き、具体的な施策の展開を図っていきます。

### I 一人ひとりを尊重する

県民「一人ひとり」が人権を尊重した考えを持って行動し、また、性別にかかわらず、いきいきと個性と持てる力を発揮できる社会環境づくりを進めていきます。

#### 〔施策目標〕

- 1 人権を尊重した考え・行動ができる社会を実現する
- 2 性別にかかわりなく一人ひとりが尊重され、ともに支え合う社会を実現する
- 3 女性が自ら思い描く人生を生き、活躍できる社会を目指す
- 4 犯罪や非行をした人たちを孤立させない社会を実現する

### II 一人ひとりの活動を支える

地域の担い手となる様々な主体が、それぞれの強みを発揮し、協働・共創する社会づくりを進めています。また、「一人ひとり」が人・社会・環境に配慮した消費行動を行える社会づくりを進めています。

#### 〔施策目標〕

- 5 様々な主体が協働・共創する社会を実現する
- 6 持続可能な社会に向けた消費行動を推進する

### III 一人ひとりを被害から守る

犯罪やトラブルを未然に防止するとともに、被害に遭った場合には必要な支援を途切れることなく提供するなど、「一人ひとり」を被害から守るための体制づくりを進めています。

#### 〔施策目標〕

- 7 消費者の権利を尊重し、被害を未然に防止する
- 8 特殊詐欺や、子ども・女性への犯罪等の被害を防止する
- 9 犯罪被害者等が安心して暮らせる社会を実現する
- 10 配偶者等からの暴力を許さない社会を実現する

### 3 施策体系

	【基本方針】	【施策目標】	【基本施策】
I 一人ひとりを尊重する	1 人権を尊重した考え方・行動ができる社会を実現する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①人権教育・啓発に係る各種事業の実施</li> <li>②関係団体との連携</li> <li>③多様な性に対する理解促進</li> </ul>
	2 性別にかかわりなく一人ひとりが尊重され、ともに支え合う社会を実現する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画社会の浸透</li> <li>②男女がともに参画できる環境づくり</li> <li>③ぐんま男女共同参画センターの機能強化</li> </ul>
	3 女性が自ら思い描く人生を生き、活躍できる社会を目指す		<ul style="list-style-type: none"> <li>①女性の活躍推進</li> <li>②女性参画の拡大</li> <li>③女性応援の体制づくり</li> </ul>
	4 犯罪や非行をした人たちを孤立させない社会を実現する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①国・市町村・民間団体との連携強化</li> <li>②民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進</li> <li>③社会復帰に向けた各種事業の実施</li> </ul>
II 一人ひとりの活動を支える	5 様々な主体が協働・共創する社会を実現する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①協働・共創の推進</li> <li>②市民活動の活性化</li> <li>③県民の県政への参加促進</li> <li>④災害ボランティア活動の体制づくり</li> </ul>
	6 持続可能な社会に向けた消費行動を推進する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①消費者啓発の推進</li> <li>②持続可能な消費行動の推進</li> </ul>
III 一人ひとりを被害から守る	7 消費者の権利を尊重し、被害を未然に防止する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①消費生活センターの機能強化</li> <li>②消費者被害の未然防止</li> <li>③消費者被害の救済</li> <li>④悪質な事業者への監視・指導の徹底</li> </ul>
	8 特殊詐欺や、子ども・女性への犯罪等の被害を防止する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の防犯力の向上</li> <li>②特殊詐欺被害の防止</li> <li>③子ども・女性の安全確保</li> </ul>
	9 犯罪被害者等が安心して暮らせる社会を実現する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①啓発活動の推進</li> <li>②相談・支援体制の充実強化</li> <li>③群馬県性暴力被害者サポートセンターの運営</li> <li>④被害者等の自立・社会復帰の促進</li> </ul>
	10 配偶者等からの暴力を許さない社会を実現する		<ul style="list-style-type: none"> <li>①予防教育・広報啓発</li> <li>②相談体制の充実・強化</li> <li>③自立支援の充実</li> <li>④被害者の子どもに対する支援</li> </ul>

## 4 重点的な取組

今後5年間の計画期間における各分野の具体的施策の取組については、各論〔第5章 具体的施策の展開〕において詳述していますが、今回の計画策定にあたり、現下の社会情勢を踏まえての新たな対応すべき課題として、「児童虐待対策とDV対策の連携」、「犯罪被害者等への支援」及び「インターネット上の誹謗中傷被害者等への支援」の3項目を重点的な取組として設定します。

### ■児童虐待対策とDV対策の連携

令和2(2020)年度の県の組織改正により、安全で質の高い県民生活・子育て環境を実現することを目指し、県民の方にとって、日常生活の中で身近な分野を一体的に所管する「生活こども部」が新設されました。

「生活こども部」の新設前は、児童虐待対応を行う児童相談所（旧こども未来部所管）と、配偶者等からの暴力〔DV（ドメスティック・バイオレンス）〕対応を行う女性相談所（旧生活文化スポーツ部所管）とは、所管する部が異なっていましたが、今回の組織改正により、両方の機関を「生活こども部」が所管することとなりました。児童虐待とDVは、家庭の中において同時に発生している可能性があることから、児童虐待とDVを一体的に捉え、専門機関である児童相談所と女性相談所が、これまで以上に密に連携するとともに、市町村や警察等との連携協力が不可欠となっています。

なお、児童虐待は年々増加し、全国的に痛ましい事件が後を絶たない状況にあり、児童虐待の防止は社会全体で解決すべき喫緊の課題となっています。このため、県では、新たに令和〇(20〇)年〇月から「群馬県児童虐待防止条例（仮称）」を施行し、児童虐待に対する県の姿勢を明らかにし、それを発信することで県全体が一丸となって児童虐待防止の取組強化を図っていきます。

### ■犯罪被害者等への支援

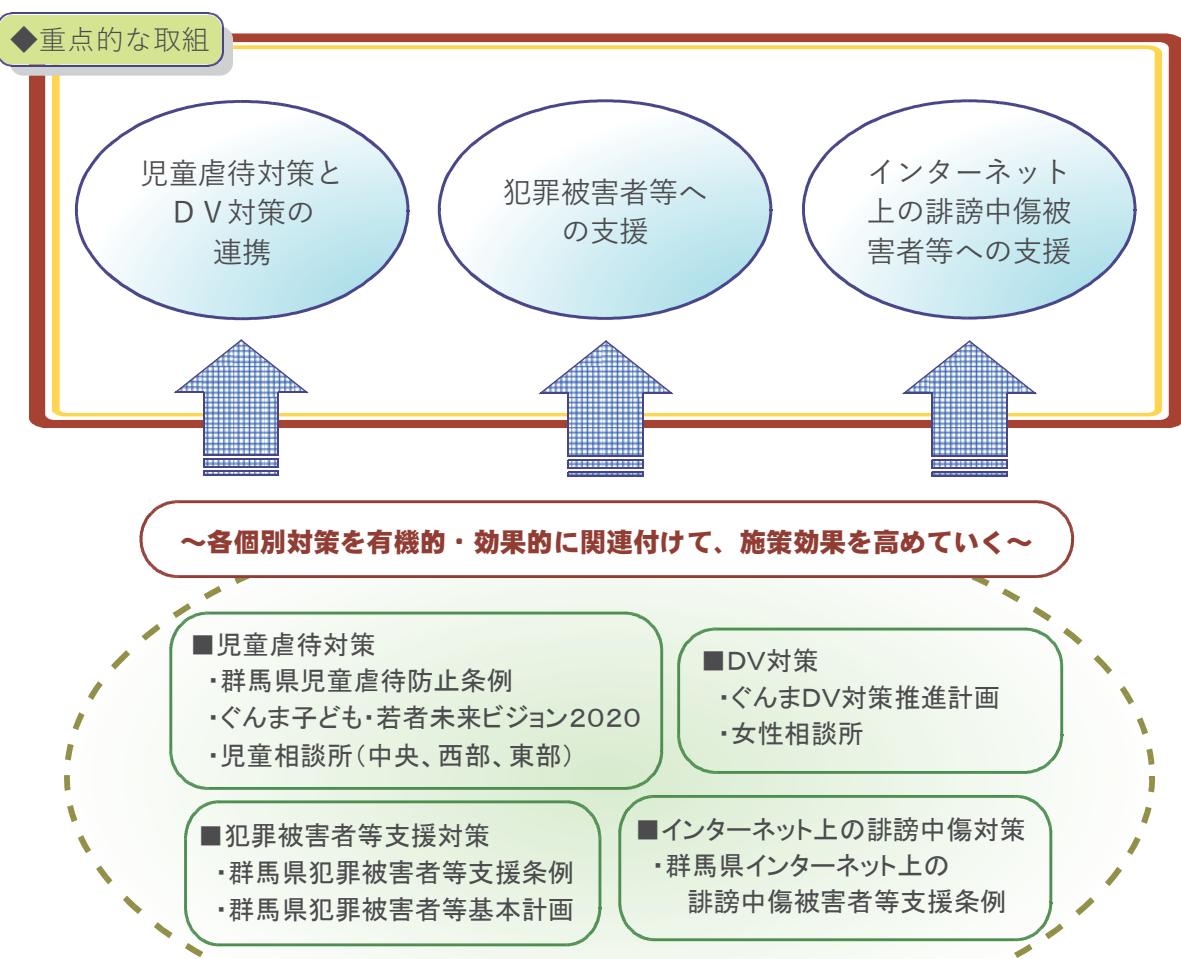
犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」）は、生命、身体、財産上の直接的被害だけでなく、その後の心身の不調や周囲の人々の心ない対応等の二次被害にも苦しめられている状況があります。

県では、これまで「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」（計画期間：平成29(2017)～令和3(2021)年度）に基づき、犯罪被害者等への支援施策及び県民の理解の増進等に取り組んできましたが、県では、新たに令和〇(20〇)年〇月から「群馬県犯罪被害者等支援条例（仮称）」を施行し、誰もが安心して暮らすことができる社会づくりに向け、犯罪被害者等支援への一層の取組を推進していきます。

## ■インターネット上の誹謗中傷被害者等への支援

インターネット上の誹謗・中傷が大きな社会問題となってきている中、県民が安心してインターネットを利用できるよう、全国で初めてとなる「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）」を令和〇（20〇）年〇月に施行しました。

また、県では、本条例の柱の一つである被害者支援に係る具体的な取組として、被害者からの相談を一元的に受け付ける「インターネット上の誹謗中傷相談窓口」を令和2（2020）年10月28日に生活こども課内に開設しました。



## 5 DXを活用した取組

新型コロナウイルス感染症の発生を契機として様々な課題に直面する中、社会経済活動や日常生活を行う上で感染リスクを低減するためには、「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けることが必要とされています。

こうした中、行政の分野においても、感染リスクの機会を避けるための取組として、オンラインや人工知能（AI）などの活用による行政のデジタル化〔DX（デジタルトランスフォーメーション）〕(\*1) が求められてきています。また、同時に、行政のデジタル化によって、業務の効率化を進めることによって、新たな業務にも的確に対応し、ひいては、県民サービスの向上を目指していきます。

このため、本計画における各種施策の実施にあたっては、現状の「生活分野」の課題を踏まえながら、DXの視点による「新たな価値の創出」及び「業務効率化・利便性向上」に向けた取組を進めていきます。

また、インターネット等による人権侵害の防止及び被害者支援やインターネット関連の消費者トラブルに関する注意喚起など、DXの進展に伴う新たな課題へも対応していきます。

### 生活分野の課題

#### 1 市民活動・活躍支援

- 人手不足等により運営に課題を抱えるNPO法人の支援
- ウィズコロナ時代の女性活躍に向け、ITスキルの取得が不可欠

#### 2 相談業務

- 相談対応による長時間の拘束・精神的負担
- 相談員によって異なる対応
- 相談者の精神的なハードル（相談しにくい）
- 相談時間外（夜間・休日）の対応

#### 3 広報・啓発

- 多様な年代、立場の県民に対応した広報
- すべての県民に情報を届けることの困難性

### 取組の方向性

#### ■新たな価値の創出

- ・DXの推進によるNPO活動の活性化
- ・ICTを活用した女性活躍のための人材育成支援など

#### ■業務効率化・利便性向上

- ・チャットボット、アバター相談員の活用
- ・AI、AI-OCR、RPA(\*2)のあらゆる方法による広報啓発の実施など

### DXの視点

#### 1 DXによる新たな価値の創出

#### 2 DXによる業務効率化・県民の利便性向上

\*1 DX（デジタルトランスフォーメーション：Digital Transformation）

スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であるとされ、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること」であるとされる。

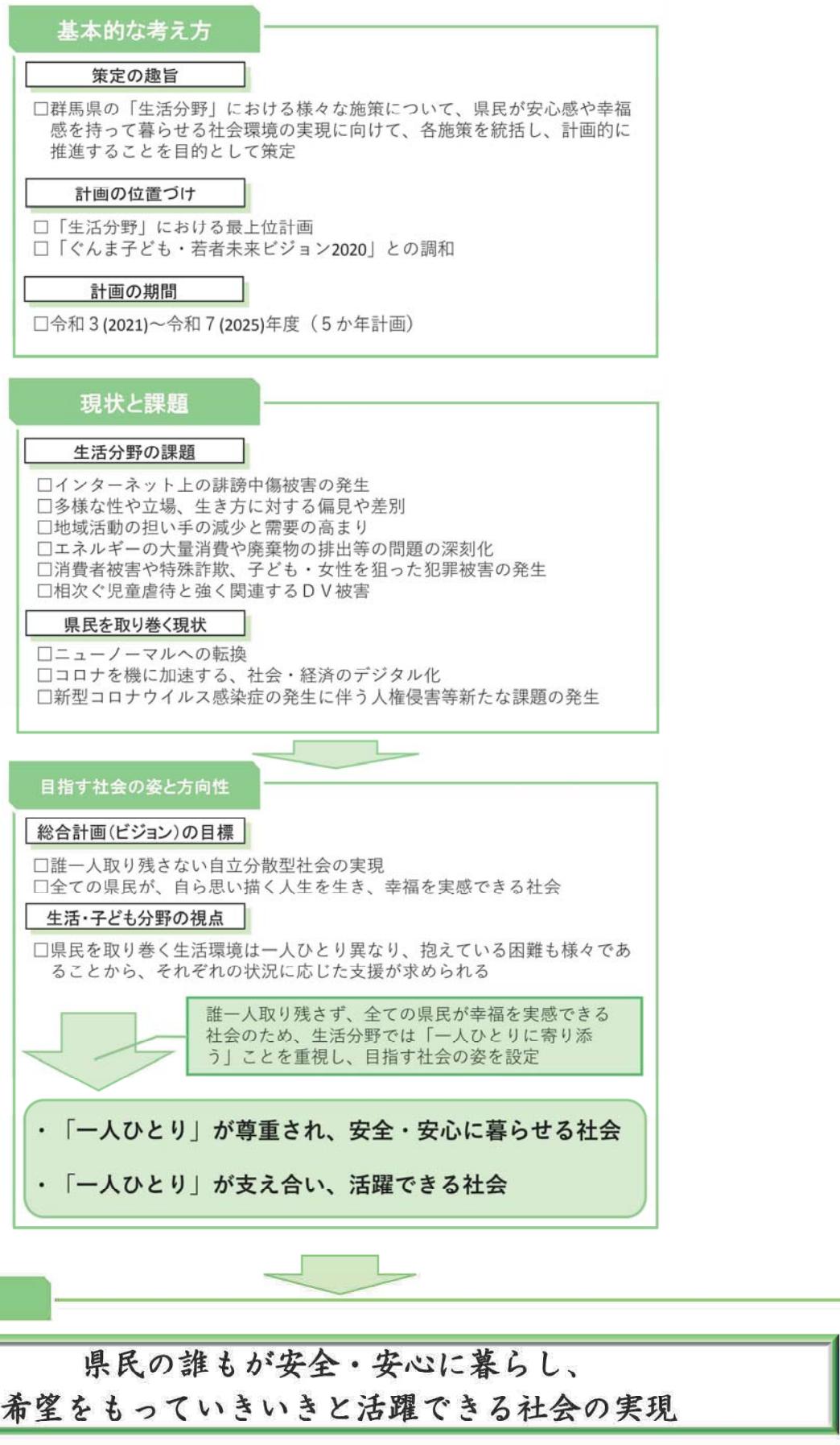
\*2 RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション：Robotic Process Automation）

定型作業をAIなどの技術を備えたソフトウェアにより効率化・自動化する仕組み。

「群馬県生活安心いきいきプラン」とSDGs目標の対応

群馬県生活安心いきいきプラン		SDGs目標			
I 一人ひとりを尊重する	1 人権を尊重した考え方・行動ができる社会を実現する				
	2 性別にかかわりなく一人ひとりが尊重され、ともに支え合う社会を実現する				
	3 女性が自らの思い描く人生を生き、活躍できる社会を目指す				
	4 犯罪や非行をした人たちを孤立させない社会を実現する				
II 一人ひとりの活動を支える	5 様々な主体が協働・共創する社会を実現する				
	6 持続可能な社会に向けた消費行動を推進する				
III 一人ひとりを被害から守る	7 消費者の権利を尊重し、被害を未然に防止する				
	8 特殊詐欺や、子ども・女性への犯罪等の被害を防止する				
	9 犯罪被害者等が安心して暮らせる社会を実現する				
	10 配偶者等からの暴力を許さない社会を実現する				

## 【参考】基本的な考え方→現状と課題→目指す社会の姿と方向性→基本理念



## 第4章 計画の推進

「生活分野」に関する施策を推進していくためには、県や市町村、関係機関の各行政分野はもとより、県民、企業・事業者、民間団体など、関係するすべての主体が、関係者と連携・協働・共創しながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

また、本計画の基本理念と基本方針を共有し、同じ方向性を持って、県民が安心感や幸福感を持って暮らせる社会環境の実現に向けて取り組んでいきます。

### 1 市町村・民間団体等との連携・協働・共創

県と市町村の間で適切な役割分担を行いながら、隨時、意見交換を行い、連携・協働・共創して、本県及び各地域の実情に応じた施策の推進を図ります。特に、県民の生活を身近な地域で支える市町村に対しては、各地域のニーズと実情を踏まえて、積極的な支援を行います。

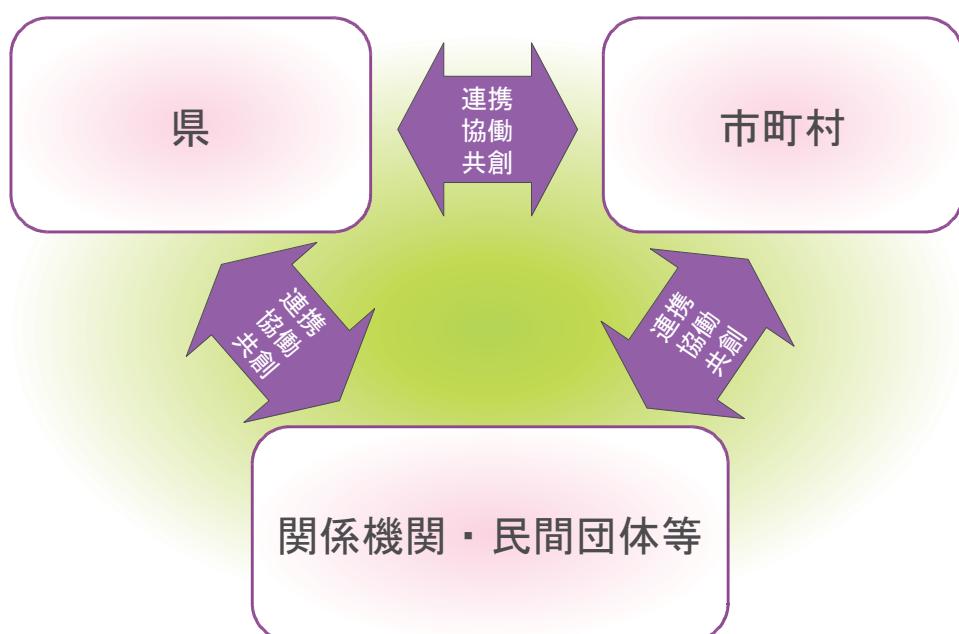
また、地域社会の重要な一員である民間団体や企業等との情報共有・意見交換、連携・協働・共創も図りながら、地域社会全体で県民生活を守り支える施策を推進します。

### 2 分野横断的な府内体制

本計画は、本県における「生活分野」の最上位計画として、市民活動支援、消費者問題、人権教育・啓発、犯罪被害者等支援、男女共同参画、再犯防止及び情報公開等の様々な生活分野の関係部局が一体となって施策を推進します。

また、各個別分野の府内連絡会議等において、関係部局との情報共有と緊密な連携により、分野横断的な施策の推進と進捗管理を行っていきます。

県、市町村、関係機関・民間団体等との連携・協働・共創（イメージ）



### 3 県民意見の反映

本計画を実効性のあるものとしていくために、毎年度、関係事業を一体的にまとめた「実行計画」を作成して施策を展開するとともに、目標数値を設定し、点検・評価を実施します。

各目標数値の進捗状況については、各個別分野における審議や会議等の場を通じて、県民意見を把握しながら、評価・検証を行い、必要な見直しを行います。

また、次年度以降の施策の取組等や、その後の計画の見直し等に反映させていくなど、社会情勢の変化に的確に対応した施策の推進を図っていきます。

審議機関等名称	内 容
群馬県消費生活問題審議会	消費者施策及び重要事項を調査審議するため、有識者、消費者、事業者等で構成し設置。
群馬県人権教育・啓発推進懇談会	人権教育・啓発の総合的・効果的な推進を図るため、有識者等で構成し設置。
群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会	犯罪被害者及び家族等に対する支援、再被害防止対策を推進するため、行政機関、関係機関等で構成し設置。
群馬県男女共同参画推進委員会	男女共同参画推進施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進条例に基づき有識者等で構成し設置。
女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク	関係機関の相互協力と連携を推進するため、DV被害者支援関係の団体で構成し設置。
群馬県再犯防止推進連絡会議	群馬県再犯防止推進計画の策定及び施策推進について検討するため、関係機関・団体等で構成し設置。

#### 4 個別基本計画等による推進

「生活分野」の最上位計画である本計画の基本理念のもとに、各個別分野に係る計画に基づき、よりきめ細かに施策の推進を図っていきます。

また、他の分野における密接に関係する計画等との調和を図りながら、施策の推進を図ります。

点検・評価、個別基本計画等による推進（イメージ）

### 群馬県生活安心いきいきプラン 〔2021-2025〕



#### 「生活分野」の個別基本計画等

協働による地域づくりに関する指針

群馬県犯罪被害者等基本計画

群馬県消費者基本計画

各計画ごとに  
点検・評価

群馬県男女共同参画基本計画

人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画

ぐんまDV対策推進計画

群馬県再犯防止推進計画

---

## 各 論

---

# ■ 各 論

## 第5章 具体的施策の展開

基本理念「県民の誰もが安全・安心に暮らし、希望をもっていきいきと活躍できる社会の実現」の達成に向けて、3つの基本方針を掲げ、県民の生活分野の支援に係る施策を総合的に推進していきます。

### ※各施策目標の構成項目について

次ページ以降の「施策目標」の各項目は、下記の構成により記載しています。

#### ○現状と課題

「施策目標」を展開する上で、前提となる現在の状況と課題を記したものです。

#### ○施策の方向と具体的施策

基本理念の達成に向けて、課題を解決していくための施策の方向と具体的施策を記したものです。

#### ○目標数値（指標）

取組の効果を検証するため、計画の最終年度である令和7(2025)年度における達成目標を原則として数値で示しています。

## ・基本方針 I 一人ひとりを尊重する

### ■施策目標 1 人権を尊重した考え方・行動ができる社会を実現する 人権

#### 現状と課題

##### ○人権教育・啓発の現状

県では、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が人権を尊重した考え方・行動ができる社会の実現を目指し、市町村等関係機関との連携や県民参加による啓発活動等を実施し、人権教育と啓発活動を推進しています。

人々の人権意識の高まりや社会の変化、性的少数者への人権の配慮など、新たな課題への対応が求められています。

##### ○インターネット等による人権侵害

情報通信技術の進展により、情報発信や情報収集、コミュニケーションの迅速性は急激に向上了しました。その一方で、インターネットなどによる情報発信は、情報の修正や消去、拡散の防止が容易ではなく、発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、偏見や差別を助長する情報発信など人権侵害に関わる問題を発生させることができます。こうした問題を受けて、県では「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」(仮称)を策定したほか、相談窓口を設置し、削除要請に係るアドバイスのほか、相談内容に応じて弁護士や精神的ケアの専門家による相談が受けられる体制を整えました。

また、近年、デモンストレーション活動やインターネットへの書き込みなどによる、特定の民族や国籍の人々への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチのほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染者や家族、医療従事者ほか社会機能維持従事者への差別的扱いや誹謗中傷、デマや憶測による人権侵害等が社会問題になっています。

県民一人ひとりが、人権問題についての正しい理解のもとにモラルをもって行動できるよう、啓発を推進する必要があります。

##### ○性の多様性について

これまで性は男性と女性に分けられ、生まれながらの性別にとらわれた考え方がありました  
が、現在、性のあり方は一つではなく、多様な考え方方が求められてきています。

しかし、社会の理解はまだ十分に進んでおらず、L G B T Q(\*3)等の性的少数者は、日々の生活での男女の区別が辛く、学校、職場、地域など周囲の人からの偏見や差別などがあり、不自由さを感じことがあります。性の多様性に関して知る機会を増やし、理解促進を図る必要があります。

\*3 L G B T Q

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）、クエスチョニング（性自認や性的指向を定めないもの）の頭文字をとった総称。

## 施策の方向と具体的施策

### ■ 基本施策① 人権教育・啓発に係る各種事業の実施

人権に関わる分野は多岐に渡ることから、他部局とも連携しながらすべての県民が一人ひとりの人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現のため、各種啓発事業等を実施します。

①人権に関する講演会・研修会	○犯罪被害者等支援やL G B T Q等性的少数者をはじめとした、各人権分野における講演会や研修会を、関係機関・団体との連携・協力のもとで実施し、啓発を図ります。
②地域人権活動活性化事業	○各種事業や団体と連携することにより、県民の人権意識の高揚を図ります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・プロスポーツ組織と連携・協力した人権啓発イベント</li><li>・セクシャルマイノリティ基礎研修</li><li>・L G B T Q啓発活動団体との連携事業</li><li>・人権の花運動</li><li>・人権啓発フェスティバル in ぐんま</li></ul>
③その他啓発事業	○各種広報媒体や人権啓発専門員による啓発活動をとおして、人権啓発の取組を推進していきます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・人権啓発情報誌や犯罪被害者等支援、性暴力被害者支援に関する相談窓口周知リーフレット等の作成</li><li>・新聞、F M放送での広報啓発</li><li>・企業や地域団体等への人権啓発専門員等の講師派遣による啓発</li></ul>
④インターネット上の誹謗中傷相談窓口の設置	○インターネット上で誹謗・中傷を受けた方々を支援するため、被害者からの相談を一元的に受け付ける無料の相談窓口を設置します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・相談員による基本的な相談対応や削除要請などの助言、専門家相談への取次</li><li>・弁護士による法律相談の実施</li><li>・臨床心理士による被害者の心のケア</li></ul>

### ■ 基本施策② 関係団体との連携

人権に関わる課題には、関係団体と連携しながら解決に向けて取り組んでいくことが必要となります。誰もが互いに多様性を認め合う社会づくりに向けて、各人権分野で活動する団体と協働しながら各種啓発活動等に取り組んでいきます。

①国や市町村、関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権啓発活動として、前橋地方法務局及びプロスポーツ組織と連携・協力した人権啓発イベントを実施するほか、県内市町村からの事業計画に基づき、委託事業として各市町村においても啓発事業を実施します。</li> <li>○各人権分野における啓発事業実施にあたっては、関係団体と連携・協力しながら実施します。</li> </ul>
②群馬県人権教育・啓発推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各人権分野における外部有識者が構成員となっている左記懇談会において、人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画の推進状況や県の人権施策の推進に必要な事項について意見を伺います。</li> </ul>

### ■ 基本施策③ 多様な性に対する理解促進

セクシャリティとは、性のあり方のことをいい、〈からだの性〉〈こころの性〉〈好きになる性〉の3つの要素があると考えられています。性のあり方は単純に「男」と「女」だけに分けることはできず多様化しています。多様な性について、講演会の開催や作成した広報・啓発資料により県民の理解を促進します。

また、性的マイノリティであるカップルが、互いを「人生のパートナー」として宣誓し、それを県が公に証明する「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を令和2年〇月から導入し、性的マイノリティの方々が自ら思い描く人生を描けるよう後押ししていきます。

①性の多様性について知る機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性的少数者に関する講演会を開催し、性の多様性について啓発を図ります。</li> <li>○教職員、人権擁護委員、市町村関係職員、一般企業等を対象に研修会を実施します。</li> <li>○セクシュアルマイノリティ支援団体と連携した啓発事業を実施します。</li> <li>○「L G B T Q 等性的少数者施策検討会議」を設け、当事者団体や市町村と先行事例等の共有を図ります。</li> </ul>
②広報・啓発資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発冊子「L G B T ってなに？」を作成し、講演会や人権啓発イベントなどで配布します。</li> </ul>
③ぐんまパートナーシップ宣誓制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お互いが人生のパートナーであることを認証することにより、県営住宅の入居申込みや県立病院における家族と同等の面会や病状の説明等のほか、結婚応援パスポート「コンパス」の入手を可能とします。また、利用できる手続きの範囲を拡大していきます。</li> </ul>

## ■施策目標2 性別にかかわりなく一人ひとりが尊重され、ともに支え合う社会を実現する 参画

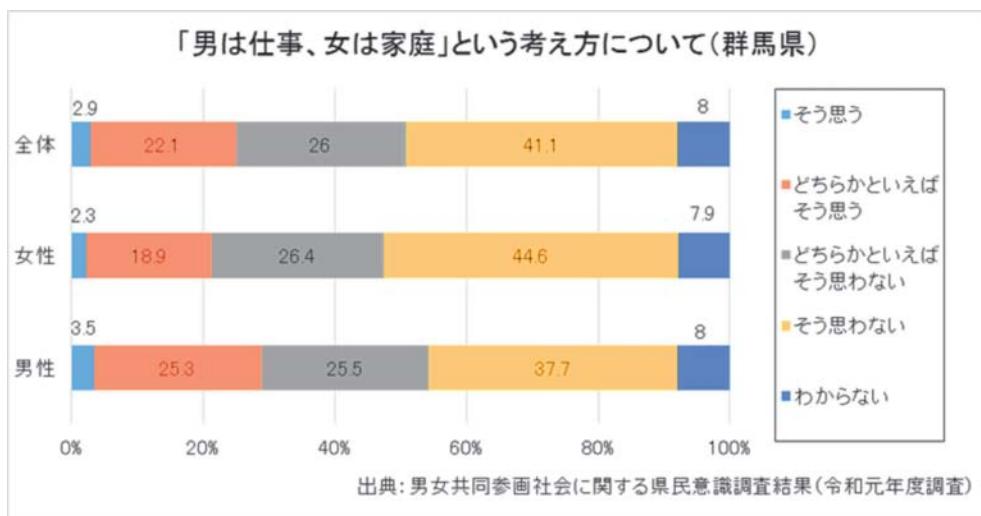
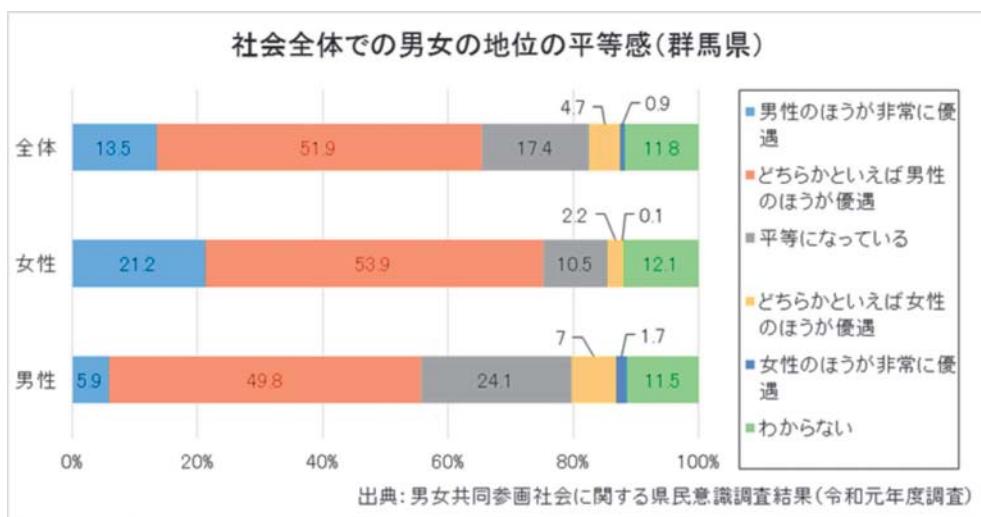
### 現状と課題

#### ○男女共同参画社会の現状

県では、男女共同参画社会の実現を目指し、「群馬県男女共同参画推進条例」及び「群馬県男女共同参画基本計画」（第1～4次）に基づき、男女共同参画に関する取組を進めてきました。男女共同参画への意識は浸透してきていますが、生活の場（地域・家庭）における男女共同参画の推進など、さらなる取組が必要な分野もあります。

#### ○県民意識調査の状況

令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」によると、「社会全体での男女の地位の平等感」について「平等である」と回答した人の割合は17.4%であり、平成26年度調査時の14.1%よりも改善しました。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合も25.0%と、平成26年度調査時の29.7%より改善しましたが、依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。



このようなことから、現状では、「男女共同参画社会」の理念は少しづつ浸透してきましたが、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けたより一層の取組が必要です。「男女共同参画社会の浸透」、「男女がともに参画できる環境づくり」、「ぐんま男女共同参画センターの機能強化」を施策の柱として設定し、男女が互いに尊重し、ともに支え合う社会の実現に向けて、引き続き取り組んでいきます。

## 施策の方向と具体的施策

### ■ 基本施策① 男女共同参画社会の浸透

男女共同参画社会の実現には、性別による役割分担意識の解消や、働き方の見直しなどが不可欠であり、これらは男性にとっても生きがいのある社会を目指す上で重要な課題です。例えば、「男は仕事、女は家庭」といった考え方を背景に、男性が育児休業をとりづらい、女性が出産後も仕事を続けにくいなどの状況が発生しています。このように、性別に基づく固定観念が「生きづらさ」につながらないよう、男女ともに暮らしやすい社会づくりに向け、意識啓発に取り組みます。

①事業所における男女共同参画推進員の設置	○群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づき、県内の事業所における男女共同参画推進員の設置を進めます。推進員の方には、職場における男女共同参画を推進するため、企画立案・普及活動などに中心となって取り組んでいただきます。
②ぐんま女性活躍大応援団	○女性のさらなる活躍を地域ぐるみで応援するため、その趣旨に賛同した地域の団体を「ぐんま女性活躍大応援団」として登録し、「女性活躍応援メッセージ」を発信していただきます。また、登録団体に向けて男女共同参画に係る情報発信や普及啓発を行うことで、男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現を推進します。
③群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰	○県内において、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範であると認められる個人を表彰します。
④男女共同参画普及啓発セミナー	○男女共同参画の視点から社会を見つめ直す機会を提供する講座を開催します。

### ■ 基本施策② 男女がともに参画できる環境づくり

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、性別に関わらずすべての人がより暮らしやすい社会を実現するためには、様々な場面で男女がともに参画しやすい環境を整えることが必要です。男性中心型の働き方等の改革や、仕事と家事、育児、介護等を両立できる環境整

備、男女共同参画の視点を活かした防災・復興に関する啓発などを通して、一人ひとりが個人に合った生き方を選択し、男女がともに参画できる環境づくりを進めます。

①事業所における男女共同参画推進員の設置（再掲）	○群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づき、県内の事業所における男女共同参画推進員の設置を進めます。推進員の方には、職場における男女共同参画を推進するため、企画立案・普及活動などに中心となって取り組んでいただきます。
②いきいきGカンパニー認証制度（労働政策課）	○育児や介護と仕事の両立や女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を「いきいきGカンパニー」として認証し、特に先進的な取組の見られる企業を優良事業所として表彰します。
③男女共同参画の視点を活かした防災・復興の啓発	○「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月内閣府策定）を活用したセミナーやリーフレットによる周知・広報・啓発を行います。

### ■ 基本施策③ ぐんま男女共同参画センターの機能強化

ぐんま男女共同参画センターは、男女共同参画推進拠点として、男女共同参画社会についての調査・研究や本県の課題解決に向けた講座や研修会の開催、動画など様々な媒体を活用した情報発信など、広報・啓発の充実を図ります。

また、本県の将来を担う人材を育成するため、若年層向けの取組を強化します。

①男女共同参画普及啓発セミナー（再掲）	○男女共同参画の視点から社会を見つめ直す機会を提供する講座を開催します。
②女性の視点を活かした防災・復興の啓発（再掲）	○「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月内閣府策定）を活用したセミナーやリーフレットによる周知・広報・啓発を行います。
③女性の職域拡大	○女性の進出が少ない分野（理工系等）の魅力を女子学生に伝えるためのセミナーを実施します。
④女性のチャレンジ支援	○様々な女性の自己実現を可能にするため、ＩＣＴを活用できる人材育成セミナーを開催します。また、起業等のキャリアアップを目指す女性たちによるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援します。

⑤とらいあんぐるん 相談室	○男女共同参画に関する相談（性別役割分担や性別による不平等、女性の自立や能力の発揮、ワーク・ライフ・バランスなど）に対応しています。
------------------	--

## 現状と課題

## ○女性活躍推進の現状

急激な少子高齢化の進行や社会・経済の構造変化に対応していく上で、女性の活躍推進は、人材の確保のみならず、企業活動や地域活動等に多様な価値観や工夫を与え、持続可能な社会づくりにつながることから、女性の力を最大限に発揮できるような環境の整備が必要です。

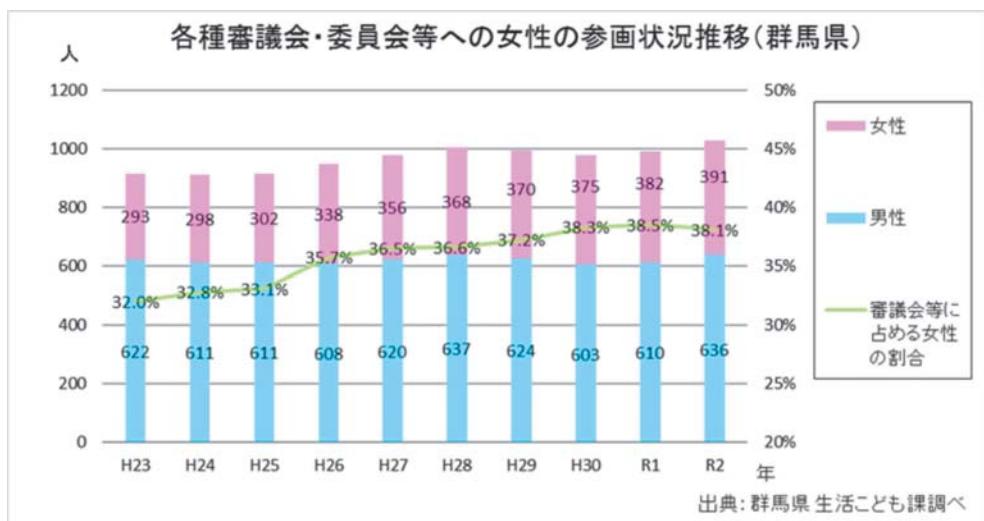
県ではこれまでに、「ぐんま女性活躍大応援団」や「男女共同参画推進員」を設置し、事業所等における環境整備に努めてきました。また、「女性活躍推進講演会」をはじめ各種セミナー やイベントの開催により啓発を行うとともに、「ぐんま輝く女性表彰」により女性の活躍を称える機会を設けています。

一方で、県の審議会等における女性の参画率は伸び悩みが見られ、地域の自治会長の女性割合は全国的に見ても低い状況が続くなど、分野によっては女性の参画が進みにくい現状があることがうかがえます。

## ○女性の参画について

男女がともに暮らしやすい社会の実現のためには、各分野の政策・方針決定過程に男女双方の意見が反映されることが重要です。本県の審議会等に占める女性の割合は、これまでの登用促進の取組により、平成27年3月1日現在の36.5%から令和2年4月1日現在で38.1%に向上了しました。しかしながら、前年同期は38.5%で、前年同期比0.4ポイントの減少となっています。

また、県議会議員に占める女性の割合は8.2%、市町村議会では10.8%（令和2年3月31日現在）、自治会長に占める女性の割合は0.9%（平成31年4月1日現在）と、いずれも低い水準にとどまっています。



## ○女性応援の推進体制

女性の活躍を推進するためには、県が率先して女性の参画拡大や職域拡大に向けた取組を進

めていくとともに、女性活躍推進の機運醸成や、企業、団体等と連携した女性応援の体制づくりが必要です。

また、近年、あらゆる分野における女性参画の機運が高まっていることから、将来に向けて、若年層を対象とした人材育成が重要です。

## 施策の方向と具体的施策

### ■ 基本施策① 女性の活躍推進

女性が自らの意思によって活躍できる能力を身につけられるよう、若年女性を対象とした人材育成を強化するとともに、セミナー等による意識啓発やチャレンジ支援に取り組みます。また、働く場において女性がその個性と能力を十分に發揮し活躍できるよう、ＩＣＴを活用できる人材を育成し、女性のライフステージに応じた働き方等への支援を行います。

①若手女性を対象とした人材育成セミナー	○若手の女性を対象として、地域で活躍できるリーダーを育成するためのセミナーを実施します。また、活動の幅を広げるためのネットワークづくりを支援することで、様々な分野で活躍できる人材を育成します。
②女性のチャレンジ支援（再掲）	○様々な女性の自己実現を可能にするため、ＩＣＴを活用できる人材育成セミナーを開催します。また、起業等のキャリアアップを目指す女性たちによるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援します。
③女性リーダー交流会（労働政策課）	○女性のキャリアアップや登用促進のため、管理職や管理職候補の女性同士の交流促進、管理職としてのスキルアップ及び管理職登用に向けた意識向上などを目的として、研修会・交流会を開催します。

### ■ 基本施策② 女性参画の拡大

意欲ある女性の参画を促進するため、再就職や起業に関する支援を行います。また、女性の少ない職種や分野への就業を支援するとともに、女性を積極的に配置・登用するための機運を醸成し、女性の参画拡大について府内各課が連携して推進します。

また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大として、県の審議会等における女性登用に積極的に取り組みます。

①女性農業者活動支援（農業構造政策課）	○若手女性農業者の掘り起こしを行うとともに、グループ活動に対する支援や経営発展に係る研修会等を通じて、地域農業を牽引するリーダーとして活躍できる人材を育成します。
---------------------	---

②建設業若手・女性技術者入職者対策 (建設企画課)	○建設業における若手・女性技術者入職対策に係る情報を提供するセミナーを開催します。
③女性の職域拡大(再掲)	○女性の進出が少ない分野（理工系等）の魅力を女子学生に伝えるためのセミナーを実施します。
④県各種審議会等への女性委員参画促進	○改選期にある審議会の所管課に対し、積極的な女性登用についての働きかけを行います。
⑤女性人材データバンクの活用促進	○女性人材データバンクを更新し内容の充実を図るとともに、広く活用されるよう周知を図ります。

### ■ 基本施策③ 女性応援の体制づくり

事業者や各種団体向けの啓発活動やネットワーク形成等により、地域をあげた女性の活躍を応援する体制づくりを進めるとともに、表彰制度により女性活躍の機運を醸成します。

①事業所における男女共同参画推進員の設置（再掲）	○群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づき、県内の事業所における男女共同参画推進員の設置を進めます。推進員の方には、職場における男女共同参画を推進するため、企画立案・普及活動などに中心となって取り組んでいただきます。
②ぐんま女性活躍大応援団（再掲）	○女性のさらなる活躍を地域ぐるみで応援するため、その趣旨に賛同した地域の団体を「ぐんま女性活躍大応援団」として登録し、「女性活躍応援メッセージ」を発信していただきます。また、登録団体に向けて男女共同参画に係る情報発信や普及啓発を行うことで、男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現を推進します。
③女性団体等活動支援	○研修会の開催や情報提供、団体同士のコーディネート等により女性団体の活動を支援するとともに、様々な世代や立場で活動している女性グループや女性団体同士を結び付けるネットワークづくりを行います。
④ぐんま輝く女性表彰	○様々な分野にチャレンジし輝いている女性個人・女性団体を表彰します。また、女性のチャレンジについて積極的な支援を行っている個人・団体を表彰します。

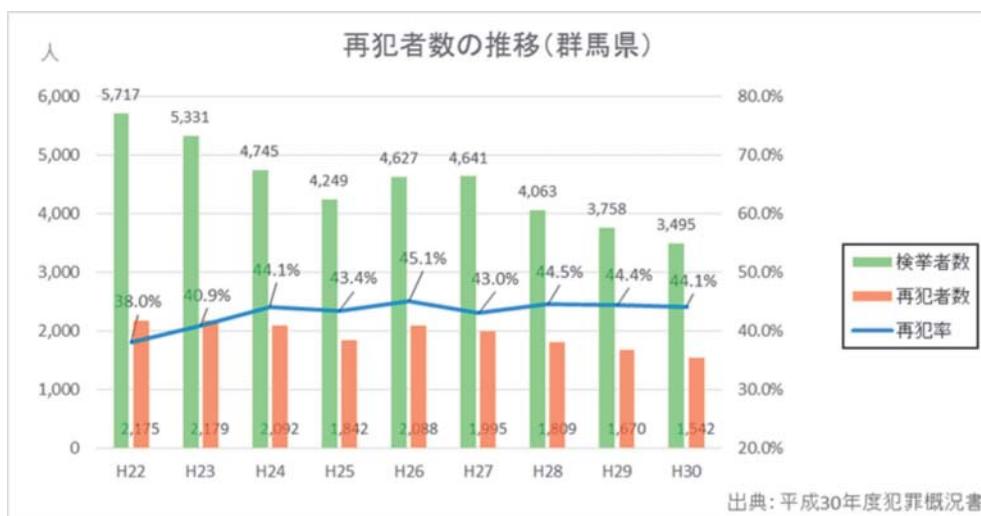
現状と課題

○再犯防止の現状

県内の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに、平成17年以降15年連続で減少し、令和元年は11,699件と、戦後最少となりました。また、検挙率は、51.2%と、4年連続で50%を上回っています。

一方で、刑法犯検挙人数に対する再犯者率は、近年4割を超える水準で推移しています。犯罪や非行をした人たちの中には、仕事や住まいが確保できずに、再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

この繰り返しを止め、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく円滑に社会復帰できるよう支援することが必要です。



## ○再犯防止・更生保護の認知度

再犯防止に関する広報・啓発活動として、「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」が実施されています。しかし、内閣府が行った調査（再犯防止対策に関する世論調査：平成30年9月）では、全体の60.1%の人が「両方とも聞いたことがない」と答えており、この運動が十分に認知されているとはいえない。犯罪や非行をした人たちが孤立することなく、もう一度再出発できる社会制度の仕組みづくりという視点を大切にして、広報啓発活動を行う必要があります。

## ○関係機関の支援

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物の依存等、地域社会で生活するうえで様々な生きづらさを抱えている人がおり、安定した生活をすることが困難な状況にある人が少なくありません。その解消のためには、刑事司法手続きから離れた後も続く、関係機関が連携した息の長い社会復帰支援が必要です。

また、個別に必要とされる内容に応じた適切な支援を提供することも大切です。

しかしながら、支援に必要な情報が共有されておらず、支援すること自体が困難な状況が見受けられます。そのため、刑事司法関係機関、県や市町村、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、民間団体が連携した支援体制の充実が求められています。

### 施策の方向と具体的な施策

#### ■ 基本施策① 国・市町村・民間団体との連携強化

刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体及び民間団体、府内関係課室等、支援に関する機関の連携を強化し、地域社会への復帰のための施策を推進します。また、県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定を推進するよう働きかけるとともに、策定のための助言や情報提供を行います。

①再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議	○再犯防止推進計画の重点課題について意見交換を行い、支援に関する機関・団体等の連携強化を図ります。
②地方再犯防止推進計画策定の推進	○県内市町村に対して、助言や情報提供を行い市町村再犯防止推進計画策定の促進を図ります。

## ■ 基本施策② 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」への協力、再犯防止に関する講演会の開催や啓発活動に取り組むほか、児童・生徒に対する法教育を通じ、規範意識をはぐくみます。

①広報・啓発活動	○前橋保護観察所と連携し、社会を明るくする運動内閣総理大臣メッセージ等伝達式を開催することによって、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について県民の理解を深めます。 ○県民への理解醸成を図るために、再犯防止・立ち直り支援に関する講演会を協力団体と連携し開催します。
②犯罪や非行をした人たちを雇用する企業等の社会的評価の向上	○協力雇用主や、犯罪や非行をした人たちの雇用に貢献している企業に対する表彰及びその広報等に取り組みます。
③法教育の充実	○法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進します。

## ■ 基本施策③ 社会復帰に向けた各種事業の実施

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のため、就労・住居の確保ができず地域社会で生活をすることが困難な状況にある人も多く、それ故に犯罪を繰り返すケースが少なくありません。県では関係団体との連携強化や民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のほかに、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等における修学支援の実施等、犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等を実施していきます。

①就労・住居の確保	○群馬県若者就職支援センター等において、刑務所出所者等からの相談があった場合、保護観察所等と連携し就労支援に努めます。(労働政策課) ○犯罪や非行をした障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、市町村やハローワークなどと連携し「障害者就業・生活支援センター」や障害福祉サービス等につなげていくよう努めます。(労働政策課、障害政策課) ○更生保護対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保に努め、それらの住宅をセーフティネット住宅として登録するとともに、「群馬あんしん賃貸ネット」等によるウェブでの情報提供の促進に努めます。(住宅政策課)
-----------	---

②保健医療・福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪や非行をした人たちが、釈放後から福祉サービスを受けられるよう関係機関と連携とともに、地域生活定着支援センターの充実強化を図ります。(健康福祉課)</li> <li>○薬物依存を有する人への支援として、治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実や薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図ります。(薬務課)</li> </ul>
③学校等における修学支援の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の非行の防止のため、学校において適切な指導等を実施します。(義務教育課、高校教育課)</li> <li>○学校等と保護観察所が連携した支援や矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組を充実させ、非行による学校教育の中止の防止を図ります。(義務教育課)</li> </ul>
④特性に応じた効果的な支援等の実施 (警察本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止を図るため、出所後早期に所在確認を行い、再犯リスクが高い対象者については所在確認の都度、同意を得て面談を実施するなどして必要な支援を行います。</li> <li>○ストーカー加害者に対するカウンセリング等の受診の働き掛けを行い、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。</li> <li>○「群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」により、関係機関で連携を図り、暴力団離脱者の就労希望者に対する指導、就労支援を行います。</li> </ul>

### 目標数値（指標）

#### ・基本方針 I 一人ひとりを尊重する

項 目	現 状	目 標
基本的人権が守られていると思う人の割合	67.2% (H22年度)	75.0% (R7年度)
男女の地位の平等感（社会全体）	17.4% (R1年度)	35.0% (R7年度)
県の審議会への女性の参画率	38.1% (R2年度)	40.0% (R7年度)
再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数	1市 (R1年度)	18市町村 (R7年度)

■施策目標5 様々な主体が協働・共創する社会を実現する 協働

現状と課題

○地域社会の現状

社会環境が大きく変化し、人口減少、少子高齢化、医療・介護問題、頻発する災害への対応など、様々な課題が生じています。この解決のためにはNPO法人やボランティア団体、企業、教育機関、地縁組織、中間支援組織、行政などの地域の担い手となる様々な主体がそれぞれの強みを發揮し、ともに支え合い、ともに助け合うことが必要です。

○協働をとりまく環境

このような中、多様化する住民ニーズに柔軟に対応し、住民福祉の向上に役立てるためには、NPO法人やボランティア団体をはじめとした様々な主体との連携や協働をさらに進めていくことが必要と考えられます。しかしながら、協働において重要な役割を担うNPO法人は、収支状況が0円以下の法人が約4割を占める（※各法人の2018年度決算内容による）など、財政基盤が脆弱な法人が多いため、各種助成金や寄付募集など資金獲得に係る情報提供等により、その運営を支援していく必要があります。また、構成員の高齢化等により解散数が増加傾向にあり、人手不足等で運営に課題を抱えている場合もあります。活動を担うための新たな人材確保のほか、経営力強化や運営効率化等のための支援も重要です。

○市民活動支援センター（中間支援組織）による活動支援

NPO法人やボランティア団体等、様々な主体の連携・協働に関する活動を支援する拠点として、市民活動支援センターがあります。県内には14か所の市民活動支援センターがありますが、地域における協働を進めていくためには、県内の各地域をくまなく支援していくことが望ましいと考えます。

県の市民活動支援センターであるNPO・ボランティアサロンぐんまでは、県域センターとして、広域的、専門的な相談対応をさらに充実し、継続実施するとともに、各地の市民活動支援センターの支援についても充実を図っていく必要があります。

○県政に対する理解と信頼の獲得

県政の主役は「県民」であり、県民の意志に基づいた自治の確立が、民主主義の基礎となります。県政を進めるにあたっては、県民の理解と信頼のもとに、公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことが大切です。そのため、県民への説明責任を果たし、県民の意見を県政に取り入れる体制の整備を進めます。

○災害発生時の体制

県内における災害発生時には、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から災害ボランティアセンター設置等に係る仕組みづくりを行う必要があります。

県では、「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、県災害ボランティアセンターの設置やボランティア受入体制づくりの推進を図っています。

また、近年の災害では、災害ボランティアセンターを通さずに活動するN P O法人やボランティア団体等の事例も増えているため、災害時に、行政、社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、N P O法人やボランティア団体等と連携し、ボランティアの調整や被災者ニーズ等の情報共有を行うことができる関係づくりを進めていく必要があります。

### 施策の方向と具体的な施策

#### ■ 基本施策① 協働・共創の推進

地域課題の解決に取り組む多様な主体の協働・共創を支援するため、次の施策に取り組みます。

①情報提供の充実と機運醸成	○N P O法人やボランティア団体の活動に関する情報を提供します。 ○セミナーの開催等を通じ、協働の機運を醸成します。
②相談窓口による対応	○N P O・ボランティアサロンぐんまを窓口として、協働に係る諸団体からの相談に応じます。

#### ■ 基本施策② 市民活動の活性化

次の施策を通じ、市民活動の活性化を推進します。また、N P O法人に対し、適切な指導を行います。

①市民活動に関する相談窓口の設置	○N P O・ボランティアサロンぐんまにおいて、市民活動に関する相談に応じ、個人、企業等の社会貢献活動を促進します。
②市民活動支援センターへの支援	○市町村市民活動支援センターとの情報交換会等を通じて、各センターにおけるN P O法人やボランティア団体等の相談や支援の充実を図ります。
③N P O法人の運営基盤強化	○N P O法人向けセミナーの実施や相談を通じて人材育成や資金管理など法人の運営能力の向上を支援します。 ○法人会計講座や財政基盤強化講座のほか、運営負担を軽減し事業活動を活性化するためのD X活用講習等の実施により、N P O法人を支援します。 ○活動が停滞しているN P O法人に対しては、適切な指導を行います。

### ■ 基本施策③ 県民の県政への参加促進

公文書開示請求制度を引き続き適切に運用することにより県民への説明責任を果たしていくとともに、県ホームページへの掲載や県民センターでの配架により、公表が義務付けられた情報のほかにも、県政に係る幅広い情報の提供に取り組みます。

また、知事への手紙や県民意見提出制度を通じて、県民の意見を積極的に県政に取り入れるよう努めます。

①公文書開示制度の適切な運用	○公文書の開示請求があった場合に、文書を保有する所属に指導、助言を行うなど、適切な運用に取り組むとともに、研修を通じて、職員の知識と意識の向上を図ります。
②公文書提供制度等の充実化	○公文書提供制度のより一層の活用により、公文書の閲覧や写しの交付を求める方の利便性の向上を図るとともに、その周知に努めます。 ○県民意見提出制度を通じて、より多くの県民意見を県政に取り入れることができるよう、その周知に努めます。
③県政情報の発信	○県民センターは、県政に関する情報の発信拠点として、提供資料の拡充と県政情報の積極的な発信を行っていきます。また、「ぐんまちゃん広場」を利用し、子どもから大人まで広く県民に親しまれる場として活性化していきます。
④広聴事業の実施	○電子メール等により、県民から寄せられた提案・意見等を受け付け、関係部署において調査・検討を行った上で、貴重な意見として県政運営に反映できるよう努めます。 ○直接対話型の地域貢献活動として「出前なんでも講座」を実施し、県政への理解と参加を促進していきます。

### ■ 基本施策④ 災害ボランティア活動の体制づくり

災害時に備え、災害ボランティアの受入体制づくりを推進します。

①災害ボランティア活動支援体制の整備	○県内の災害ボランティア関係団体等から構成される群馬県災害時救援ボランティア連絡会議を開催し、災害時に必要とされる体制を整えます。 ○災害時行政、社会福祉協議会、N P O 法人やボランティア団体等が連携して被災者等の支援活動を行うことができるよう、平常時から県内の支援団体と顔の見える関係づくりを進めます。
--------------------	---

②災害ボランティア の普及啓発	○災害ボランティアに係るセミナーの開催や啓発冊子の作成を通じ、広く災害ボランティアの重要性について周知します。
--------------------	---

## 現状と課題

## ○消費生活の現状

私たちは誰もが、日々、様々な商品やサービスを消費しながら生活しています。

商品を「買う・買わない」、サービスを「選ぶ・選ばない」という私たちの消費行動は、それらの商品やサービスの生産・供給・流通などを通じて各方面に多大な影響を与えています。

その影響は、経済のグローバル化を背景に日本国内にとどまらず、世界の国々の人や社会、地球環境にも及び、その結果、現在の消費生活に起因する様々な課題も生じています。

## ○持続可能な消費生活

商品・サービスが私たち消費者に届くまでには、生産・供給・流通などを通じて、様々なエネルギー・資源が使われています。また、日々の消費生活そのものにおいても、私たちは、エネルギー・資源を大量に消費しています。それに伴い、食品ロスや容器包装に用いられる紙やプラスチックごみなど膨大な量の廃棄物も排出されています。

資源が有限であることや、人や社会への間接的な影響を考えれば、持続可能な社会をつくるためには、商品・サービスを提供する側と購入する側の双方の取組が必要です。産業界にエネルギーの省力化や省資源等に向けた技術開発等の取組が求められるとともに、消費者に対しても課題解決に向けた消費行動が期待されることになります。例えば、購入する消費者側においても、大量のエネルギー・資源を必要とする商品・サービスを選ばないということや、生産者や生産地に配慮して原料・商品を選ぶことなどが期待されます。

## ○人・社会・地球環境に配慮した消費行動

例えば、環境問題に目を向ければ、エネルギーの大量消費や廃棄物の排出等の問題の深刻化は、将来の世代が健康で文化的な生活を行う上で大きな障害となることから、消費者側も自ら環境に配慮した製品・サービスを選択する必要があります。

また、3 R（発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）を意識した商品を購入することや廃棄時に分別を徹底することなどが求められます。

社会を持続可能なものとするためには、一人ひとりの消費者が人・社会・地球環境に配慮した消費行動が取れるよう、何を買うか選ぶかを考えるときの一つの尺度として、「エシカル（倫理的）消費」(\*4) の視点を普及・啓発していくことが重要です。

\*4 エシカル（倫理的）消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮することや、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。例として地産地消やエコ商品・リサイクル商品、被災地產品、福祉作業所などの製品、フェアトレード商品の購入、また、購入時のマイバッグの持参、地元商店街の利用などが挙げられます。食品ロス削減のため、家庭で必要な分だけ購入する、外食時には食べきれるだけの量を注文することもエシカル（倫理的）消費の一つです。

## ■ 基本施策① 消費者啓発の推進

様々な主体と連携を図りながら、消費者市民社会（\*5）を目指す消費者教育を推進していきます。その中で、「持続可能な開発目標（S D G s）」達成のため、エシカル消費の普及・啓発などを目的とした消費者教育学習講座等を実施していきます。

①消費者教育学習講座の実施	○エシカル消費に関する理解を深め、消費行動に繋げるための消費者教育学習講座を行います。消費活動が社会に与える影響など、持続可能な開発目標の観点から、各年齢や特性等に合わせた内容で実施します。
②消費者啓発資料の作成	○エシカル消費の普及・啓発のためのチラシ配布やポスター掲示のほか、動画コンテンツ配信などを行います。

## ■ 基本施策② 持続可能な消費行動の推進

環境などに配慮した消費行動を推進し、持続可能な社会を目指します。

①食品ロスの削減 (気候変動対策課)	○食品ロスを削減するため、県民、食品関連事業者、農業者、消費者団体と連携して意識啓発及び取組を推進します。 ○本来食べができるにもかかわらず廃棄される食品の削減に向けた取組を実践する店舗を「ぐんまちゃんの食べきり協力店」として登録します。
②環境にやさしい買い物スタイルの普及啓発 (気候変動対策課)	○環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会において、引き続きレジ袋の削減を推進するとともに、使い捨て（ワンウェイ）プラスチックや食品ロスの削減などについて、消費者団体や事業者と連携して啓発します。

\*5 消費者市民社会

消費者市民社会とは、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」とされています。（消費者教育推進法第2条第2項から）

③「ぐんま 3 R宣言」の呼びかけ、「3 R リーダー」の派遣 (気候変動対策課)	○循環型社会の形成に向け、県HPや各種イベントを利用した「ぐんま 3 R宣言」の呼びかけや学習会等への「3 R リーダー」の派遣等を行います。
④「ぐんま地産地消推進店」の認定、「ぐんま地産地消協力企業・団体」の登録 (ぐんまブランド推進課)	○県産農畜産物を積極的に販売・活用する小売店、飲食店、旅館等を「ぐんま地産地消推進店」として認定し、県産農畜産物を原料とする製品の製造、流通等を行う企業を「ぐんま地産地消協力企業・団体」として登録します。

### 目標数値（指標）

#### ・基本方針Ⅱ 一人ひとりの活動を支える

項 目	現 状	目 標
群馬県とNPO法人等民間団体との協働件数	140件 (R1年度)	400件 (R7年度)

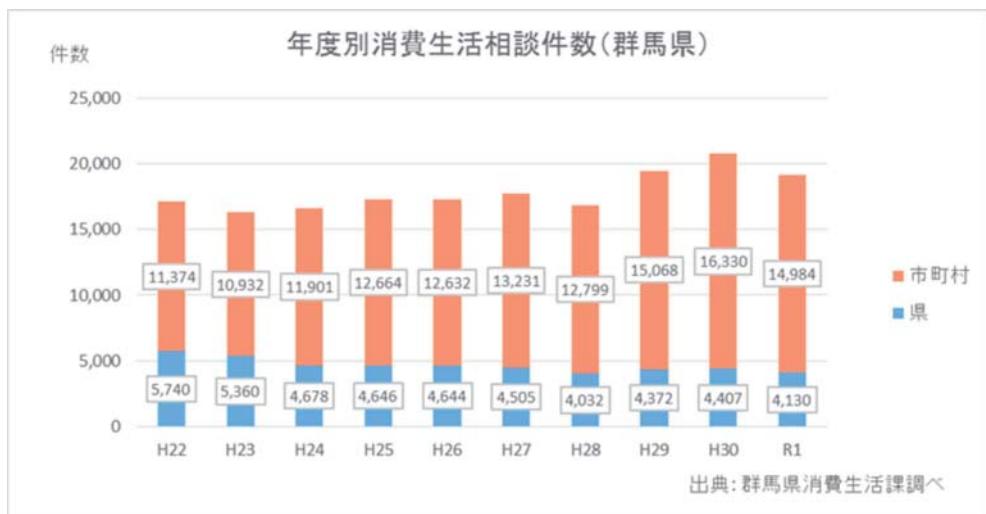
■施策目標7 消費者権利を尊重し、被害を未然に防止する **消費**

現状と課題

○消費者被害の現状

本県における消費生活相談体制については、平成24年4月から郡部も含めた県内全域で、身近な窓口で専門的な相談が受けられる体制が整いました。令和元年度に県内の消費生活センターに寄せられた相談件数は19,114件となり、平成16年度の53,284件をピークに減少傾向にあります。

その一方で、高齢者を狙った悪質商法、多重債務者問題など、健全な消費生活を脅かす事態も発生していることから、消費生活相談体制の充実強化や消費者教育の推進などに取り組んでいくとともに、悪質な事業者に対し、関係法令による指導等を行い、消費者の権利を尊重していく必要があります。



○消費生活相談支援

平成30年度に実施した「消費生活に係る県民意識調査」によると、消費生活センターについて「言葉も内容も知らない」と答えた人の割合は、県の消費生活センターについては26.6%、市町村の消費生活センターについては34.8%でした。消費生活についての身近な相談機関である消費生活センターを一般消費者に広く周知し、消費者の権利保護の強化を図る必要があります。

また、複雑化・多様化する消費生活相談に対応するため、県と市町郡の消費生活センターの連携の強化や市町郡に対する支援の充実を図る必要があります。

○高齢社会と消費生活

群馬県の人口が平成16年をピークに減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け

ています。県消費生活センターへの相談件数のうち、60歳以上の相談者の割合も年々増加しております、平成25年度には全体に占める割合は41.8%でしたが、令和元年度には47.3%になっております。

高齢者を狙い撃ちにした悪質商法に関するものも多く見られることから、高齢社会が進展する中で、これら悪質商法による高齢者被害の未然防止が大きな課題となっています。

### ○成年年齢の引き下げ

平成30年6月に、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げるなどとする改正民法が成立しました。令和4年4月に法律が施行されると、18歳、19歳の者は民法による「未成年者契約取消権」が行使できなくなります。このため、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

成年年齢の引き下げは、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにすると考えられる一方、若年者の自立を促す施策や消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が必要となります。

このような社会の要請に対し、18歳未満の未成年者、とりわけ高校生に対しては、学校等と連携しながら重点的に消費者教育を実施する必要があります。

## 施策の方向と具体的施策

### ■ 基本施策① 消費生活センターの機能強化

県の消費生活センターでは、研修会の開催等により、消費生活相談員の知識・技術の向上を図っています。

また、消費者トラブルに関して、消費者の自主交渉を支援するとともに、解決困難案件に対する積極的な「あっせん」及び商品テスト等を的確に実施することにより消費者利益の擁護を図ります。

①消費生活相談員等 レベルアップ事業	○各消費生活センターの消費生活相談員等を対象とした消費生活相談のレベルアップを図るための研修会の開催や相談員がスキルアップに取り組むための支援を行います。
②市町村相談・啓発体制の支援	○県消費生活相談員等による市町村巡回訪問、困難案件に係る経由相談の対応、市町村センターの消費生活相談員の現場研修受け入れなどにより、市町村センター相談窓口の充実・強化を支援します。
③商品テスト	○消費者または市町村センターを通じて寄せられた商品や製品の苦情相談の解決を図るため、製品事故や故障の原因究明のための商品テストを行います。

## ■ 基本施策② 消費者被害の未然防止

消費者が合理的で、かつ安全・安心な消費生活を営むためには、的確かつ迅速に消費生活情報を提供することが重要です。様々な媒体を通じて消費生活情報を提供することで、消費者の安全を図るとともに、消費者として的確な商品・サービスの選択ができるよう支援します。特に成年年齢の引き下げに伴い、若者（高校生）を対象とした各種啓発を行います。

①消費者被害防止出前講座の実施	○県消費生活相談員や行政職員が地域や学校等に出向いて消費者被害防止出前講座や製品安全等出前講座などを行います。契約の仕組みと注意点、悪質商法のトラブルや製品トラブルの事例とその対処法など、各年齢や特性等に合わせた内容で実施します。
②消費者啓発資料の作成	○関東甲信越地区の都県・政令市・国民生活センターと共同で、高齢者及び若年層の消費者被害防止を目的としたキャンペーンを実施します。キャンペーン期間中は、チラシ配布やポスター掲示のほか、特別電話相談等を実施することにより集中的に啓発を行います。
③タイムリーな情報発信	○悪質商法などの様々な消費者トラブルに関する留意点について、県ホームページの掲載、メールマガジン「消費者ホットぐんま」や県公式ツイッターによる情報発信、消費生活情報誌「くらしのニュース」や新聞等各種情報媒体を活用した情報発信を行います。
④消費者安全確保地域協議会の設置促進	○市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を促進し、高齢者等（消費生活上特に配慮を要する消費者）の見守り等、必要な取組を推進します。
⑤民間団体等との連携	○適格消費者団体 (*6) (N P O 法人消費者支援群馬ひまわりの会) や各種消費者団体などと連携して、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

## ■ 基本施策③ 消費者被害の救済

相談業務を充実・強化させることで、高いあっせん解決率を実現し、苦情処理委員会の実施や民間団体等との連携により消費者被害の救済を図ります。また、社会問題化している多重債務問題の解決に向けて、相談体制を充実させ、市町村や民間団体等とも連携をとるとともに、無料相談会を実施します。

\*6 適格消費者団体

特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「適格消費者団体」といいます。

①消費生活センターによるあっせん解決	○相談業務を充実・強化させることで、複雑・多様化する相談事案に対し、計画期間を通じた高いあっせん解決率の実現を目指します。
②苦情処理委員会の活用	○消費者苦情のあっせん又は調停及び訴訟費用の貸付に関する事項を調査審議するために設置しています。消費生活相談員によるあっせんでは解決を図ることが困難な事案について、公正中立な立場であっせん又は調停を行います。
③多重債務者対策－消費者被害防止対策	○自殺、家庭崩壊や犯罪等の原因として社会問題化している多重債務問題の解決に向けて、県内消費生活センターの相談体制を充実するとともに、多重債務者対策協議会の開催により市町村及び関係団体等との連携を強化します。 ○多重債務問題の根本的な解決を支援するため、法律専門家による債務整理相談、支援団体による生活再建相談、保健師等によるこころの相談を併せた無料相談会を実施します。

#### ■ 基本施策④ 悪質な事業者への監視・指導の徹底

不適正な取引行為を行っている事業者に対し、関係法令に基づき、指導、立入調査、業務停止等の処分を行います。

①特定商取引法に係る指導	○訪問販売等に係る商取引の適正化及び消費者利益の保護を図るため、不適正な取引の疑いのある事業者に対し調査を行い、不適正取引と認められる場合には、特定商取引法や群馬県消費生活条例などに基づき指導や処分を行います。
②景品表示法に係る指導	○商品や役務の取引に係る不当な表示による顧客の誘引を防止することにより、公正な競争を確保し消費者利益を保護するため、景品表示法に基づく指導や処分を行います。
③割賦販売法に係る指導	○割賦販売法に基づき、冠婚葬祭互助会等の前払式事業者に対して立入検査及び改善指導を行います。

## 現状と課題

## ○犯罪の発生状況

令和元年の県内における刑法犯認知件数は、前年比約4.1%減の11,699件でした。平成16年の42,643件をピークに15年連続で減り続け、戦後最少となっています。

これは県民一人ひとりが防犯を心掛け被害に遭わないように対策を実施したこと、また、地域の防犯ボランティア団体等の活動が活発に行われたことの成果と考えられます。

しかし、刑法犯全体としては減少傾向にあるものの、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害や重大な犯罪の予兆となる子ども・女性に対する声かけ事案は、依然として高い傾向で推移しており、引き続き注意が必要です。

## ○特殊詐欺の被害

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺（\*7）は、高齢者を中心に被害が発生しています。近年、特殊詐欺の認知件数は増加傾向にあり、平成22年には115件でしたが、令和元年には263件と2倍以上も増加しています。近年の特殊詐欺の手口として、被害者の隙を見てキャッシュカードを別のカード等にすり替えて盗むキャッシュカード詐欺が急増しています。このため、高齢者本人や家族等身近な人たちに詐欺の手口や防止策を理解していただき、被害の未然防止を図る必要があります。



\*7 特殊詐欺

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る詐欺の総称です。

特殊詐欺は、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」、「金融商品詐欺」、「ギャンブル詐欺」、「交際あっせん詐欺」、「その他の特殊詐欺」及び「キャッシュカード詐欺」の10類型に分類されます。

## ○子どもの被害

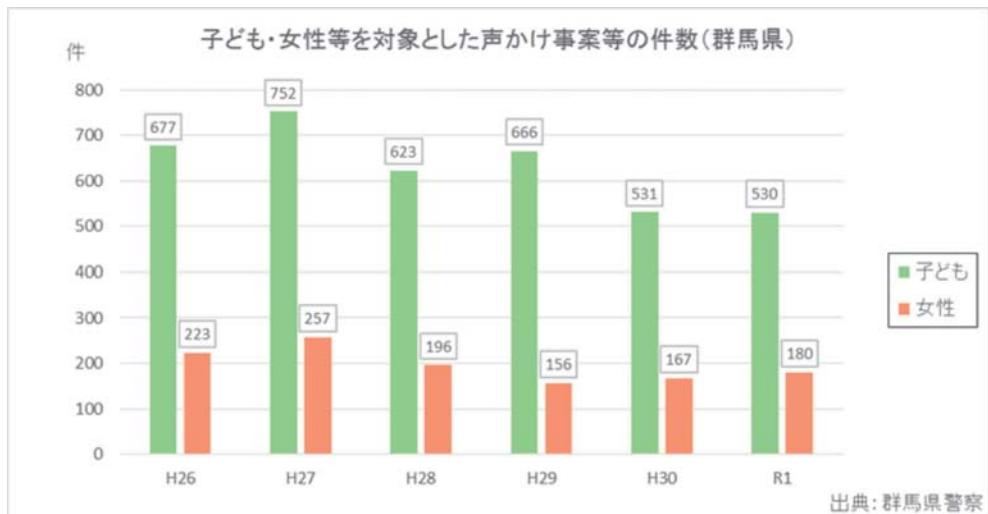
登下校時の児童が被害に遭う事件事故が全国的に発生し、治安に対する不安感を生じさせている状況にあります。保護者への不審者情報の迅速な発信、子ども本人の対応力の向上と安全・安心な地域づくりが求められています。

また、近年、スマートフォンの普及により、インターネット等を利用した犯罪被害が発生してきています。子どものパソコンやスマートフォンの利用方法について、保護者を巻き込んだ意識啓発が必要です。

## ○女性の被害

女性を対象としたわいせつ事案等悪質な性犯罪が発生し、被害当事者やその周囲の人々に多大な影響を与えるとともに、治安に対する不安感を生じさせている状況にあります。

このため、女性自身の危機回避能力を高めるための広報啓発や女性に対する声かけ事案情報の県民周知を図るなど、犯罪防止に向けた注意喚起を行う必要があります。



※「子ども」とは18歳以下の男女、「女性」とは19歳以上の女性のこと。

「声かけ事案等」とは、声かけ、つきまとい、公然わいせつ、わいせつ類似行為、その他のこと。

## 施策の方向と具体的施策

### ■ 基本施策① 地域の防犯力の向上

県民の防犯に必要な知識の習得や自主防犯意識の向上により「地域の防犯力」を向上させるため、大人向け防犯出前講座の開催、各種啓発資料の作成、県民防犯の日啓発事業の実施等を行います。

①大人向け防犯出前講座の実施

○自治会、老人クラブ、公民館等からの申込みを受け、犯罪の手口や家庭での対策等を具体的に説明する防犯出前講座を実施します。

②防犯ハンドブックの作成	○身近な犯罪に対する未然防止対策や犯罪に遭ってしまった場合の対処方法などをまとめた冊子を作成し、防犯出前講座等で活用します。
③県民防犯の日記念イベントの実施	○群馬県犯罪防止推進条例施行日の6月16日前後に、県下一斉に防犯に関する記念イベントを実施し、啓発活動を行います。
④子どもと地域の安全のための大人口向け防犯講習の実施	○自治会、PTA・育成会、防犯ボランティア団体などを単位とした一般住民を対象に、犯罪機会論（危険な場所を見分ける）や犯罪に巻き込まれやすい子どもの特徴等について説明する講習を実施します。

## ■ 基本施策② 特殊詐欺被害の防止

「群馬県特殊詐欺等根絶協議会」(\*8)と連携し、県民の防犯意識を高めるための広報啓発等の実施や、NO！詐欺キーパー講座、高齢者向けの体験・実践を重視した研修を実施します。これにより、地域や家族による見守り体制づくりと高齢者本人の意識向上を図り、被害の未然防止対策に努めます。

①特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施	○10月を特殊詐欺被害防止キャンペーン強化月間とし、特殊詐欺等根絶協議会と連携して啓発活動を実施します。
②NO！詐欺キーパー講座の実施	○高齢者に身近な存在である家族（子・孫）や地域住民等に、詐欺の手口や対応策を学んでいただき、被害防止に役立ててもらう講座を実施します。
③高齢者向けの体験・実践型研修の実施	○参加者全員が詐欺の模擬電話等を体験し、断り方等の対応を実践していただくロールプレイ方式で、被害防止のための対応力を身に付けてもらうための研修を実施します。

\*8 群馬県特殊詐欺等根絶協議会

近年、全国的に高齢者を中心に、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害や、悪質な業者による消費者被害が発生しており、こうした事案への対応として、県民の被害防止意識を深く浸透・定着させる必要があります。

このため、金融機関をはじめとする事業者、関係団体等が一体となって構成する「群馬県特殊詐欺等根絶協議会」（平成27年設立時の名称は「群馬県振り込め詐欺等根絶協議会」）は、10月を強化月間とする「特殊詐欺被害防止キャンペーン」において啓発活動を実施する等、行政と一体となって特殊詐欺の根絶に向けた取組を推進しています。

### ■ 基本施策③ 子ども・女性の安全確保

犯罪者に狙われやすい子どもの危険回避能力を高めるため、訓練や実技を交えた子ども向け防犯出前講座を実施します。加えて、ネットリテラシーの向上など、インターネットに潜む危険性に係る正しい認識の普及を図ります。

また、女性が犯罪に遭わないよう、被害を未然に防ぐための具体的な対策をまとめた資料を作成し、啓発を行います。

①子ども向け防犯出前講座	○保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ(学童保育)、子供会等を対象に、「いかのおすし等の紙芝居」を使用した、誘拐・連れ去り防止の説明や声かけを想定したロールプレイを実施します。
②地域安全マップづくり活動支援	○小学校等に指導員を派遣し、「入りやすい」「見えにくい」をキーワードに、講義・フィールドワーク・マップの作成を行い、安全な場所と危険な場所を見分ける能力を身に付けてもらいます。
③女性のための防犯ハンドブックの作成	○県内すべての高等学校3年女子生徒を対象に、護身術など犯罪を未然に防ぐ対策等をまとめた冊子を作成・配布し、啓発を行います。
④有害環境から子どもを守る取組推進	○インターネット等の普及による有害環境から子どもを守るため、セーフネット標語「おぜのかみさま」の普及啓発や情報モラル講習会を開催し、ネットリテラシーの向上に取り組みます。

## 現状と課題

## ○犯罪被害者等の現状

警察が把握した県内の刑法犯認知件数は、平成17年以降、令和元年まで15年連続で減少しており、殺人、強盗、放火、強制性交等の重要犯罪認知件数は、平成17年度以降全体的に減少しているものの依然として100件を超える件数で推移しています。

これらの犯罪被害を含むすべての犯罪被害において、被害者は直接的な被害のほか、経済的な困窮や精神的苦痛、周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレスなどの「二次被害」に苦しめられている現状があります。犯罪等の被害に遭われた方々が、再び平穏な生活を取り戻せるよう、「群馬県犯罪被害者等支援条例」(仮称)(令和〇年〇月施行)に基づき、関係機関と連携し、切れ目のない支援と県民の理解の推進に努めていく必要があります。



## ○犯罪被害者等をとりまく環境

近年では、犯罪被害者等に対する周囲の偏見や無理解による配慮に欠けた言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などの二次被害が発生しています。

このような犯罪被害者等の負担を解消するためには、犯罪被害者等が置かれている状況について正しく理解することが大切です。そのため、学校教育や社会教育を通じて様々な広報啓発活動等を行うとともに、マスコミや企業等に対し幅広い理解を求めていくことが必要とされています。

## ○性暴力・性犯罪による被害

強制わいせつ、強制性交等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

しかし、性暴力・性犯罪の被害については、被害者が羞恥心や自責の念から被害の申告をためらう傾向にあり、被害が潜在化しやすいことが知られています。

県では、性犯罪・性暴力被害の潜在化防止を含め、被害者的心身のダメージ軽減や早期の健

康回復のため、ワンストップ支援センターとして平成27年6月に群馬県性暴力被害者サポートセンター（通称：Saveぐんま）を開設しました。相談、産婦人科医療、心理的ケア、捜査機関への対応、法的支援等を1つの窓口で行う当該センターを円滑に運営していく必要があります。

### 施策の方向と具体的な施策

#### ■ 基本施策① 啓発活動の推進

県民が犯罪の被害に遭った方々の状況を正しく理解し、社会全体で支えていくことができるよう、広報啓発を進めます。

①被害者支援講演会の開催	○犯罪被害者への理解を醸成するため、犯罪被害当事者や支援に携わる方による講演会を開催します。
②県民向け啓発冊子の作成	○行政や民間による支援の取組、支援関係者や被害者の手記、関係機関連絡先等を掲載した印刷物を作成、配付します。

#### ■ 基本施策② 相談・支援体制の充実強化

市町村や民間被害者支援団体等との連携による相談・支援体制の充実強化を推進します。

①被害者支援センターすべてぐんまにおける相談支援	○民間被害者支援団体へ相談支援員設置、法律相談・カウンセリング等を委託し、犯罪被害者等からの相談に応じます。
②市町村担当者会議・研修の実施	○市町村における犯罪被害者等支援の取組を進めるため、施策に関する情報提供や被害者等への理解を深めるための会議・研修を行います。
③群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会の開催	○行政機関、関係機関・団体等で構成する協議会を設置運営し、情報交換や協議等を通じて支援施策を効果的に推進します。

#### ■ 基本施策③ 群馬県性暴力被害者サポートセンターの運営

群馬県性暴力被害者サポートセンターにおいて、性犯罪・性暴力被害に遭われた方に対し、産婦人科医療と相談支援のコーディネートを核に、様々な支援をワンストップで提供します。

①性暴力被害者サポートセンターにおける相談支援	○群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」において、被害者の相談、医療機関への受診や、法律相談や心理相談などの支援を行います。
②啓発資材によるセンターの周知	○被害の潜在化を防止するため、センターのリーフレットや案内カードを作成、配付し、多くの県民への周知を図ります。

#### ■ 基本施策④ 被害者等の自立・社会復帰の促進

被害者（家族等を含む）の相談に応じ、専門機関への同行等必要な支援を講じるとともに、再び平穏な生活を営むことができるような取組を進めます。

①被害者支援センターすてっぷぐんまにおける相談支援（再掲）	○民間被害者支援団体へ相談支援員設置、法律相談・カウンセリング等を委託し、犯罪被害者等からの相談に応じます。
②性暴力被害者サポートセンターにおける相談支援（再掲）	○群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」において、被害者の相談や医療機関への受診、法律相談、心理相談などの支援を行います。

## 現状と課題

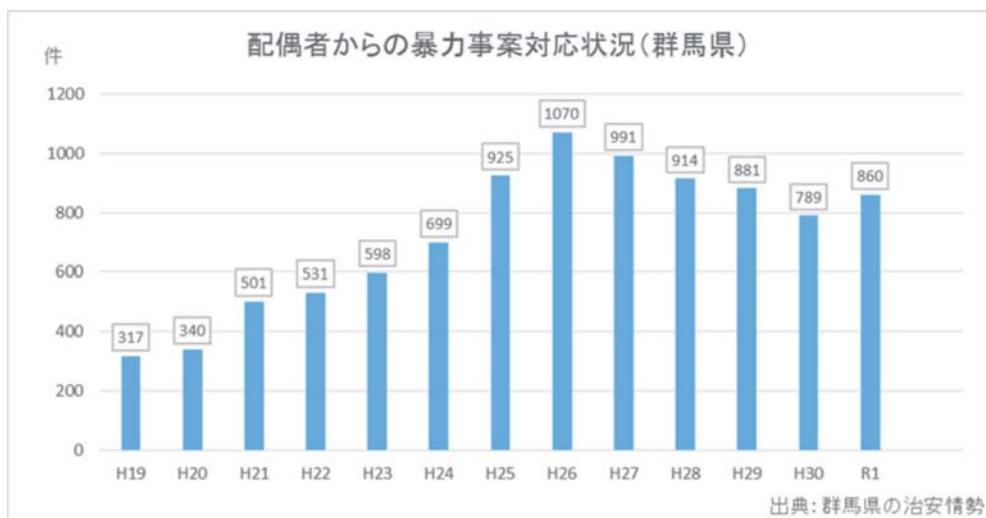
## ○DV被害の状況

県が令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、配偶者や恋人等のパートナーから暴力被害の経験のある人は全体で17.9%となり、5～6人に1人が被害経験があるとなっています。

また、これらの暴力被害を受けた人のうち、57.1%が誰にも相談しなかったと回答しています。

配偶者等からの暴力(DV〔ドメスティック・バイオレンス〕)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を許さない社会づくりのため、学校、家庭、地域社会などにおける人権意識の向上や男女共同参画の視点に立った教育の推進、若年層に対する予防教育・啓発等を行う必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や様々なストレスにより、DVの増加や深刻化が懸念され、相談窓口のさらなる周知や市町村での相談体制の充実が課題となっています。



## ○相談・支援の体制

DV等の被害者支援制度・相談窓口の認知度について、県の実施した「令和元年度男女共同参画に関する県民意識調査」によると、「市町村の相談窓口」の認知度が21.3%、県の専門機関である「女性相談センター」が16.4%という結果でした。また、DV等の支援制度・相談窓口をいずれも知らないと回答した人の割合は、前回平成26年度の同調査20.5%から37.2%に増加しており、より一層周知に力を入れることが必要です。

なお、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置は35市町村中6市町村となっており、身近な場所で相談しやすい環境を整えるため、引き続き市町村に対してセンター設置の一層の働きかけが必要です。

更に、DV被害者が地域で自立した生活を送るため、民間支援団体等との連携を強化し、中長期的な視点で切れ目のない支援をする必要があります。

#### ○児童相談所との連携

相次ぐ児童虐待事件で社会的な関心が高まっていることもあります。特に近年、これらの事件では母親もDV被害に遭い、そのことが児童虐待を潜在化・悪化させるなど、DVと児童虐待との関連性が強く指摘されていることから、令和元(2019)年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が一部改正され、児童虐待対応との連携強化の重要性が明文化されました。

今後は、市町村と児童相談所、警察、女性相談所が個別のケースについて情報共有するなど、関係機関がこれまで以上に連携して対応する必要があります。

### 施策の方向と具体的な施策

#### ■ 基本施策① 予防教育・広報啓発

高校、大学等への講師派遣や、デートDV啓発資料の作成・配布を通じ、若年者への予防教育を行います。また、学校や病院、商業施設、市町村、民生委員・人権擁護委員等に、より詳細な内容の啓発資料を作成等・配布することにより、DVと児童虐待の早期発見・通報体制の整備を図ります。

①デートDV防止啓発講座	○男女間の暴力が始まる若年期に、交際相手等からの暴力の問題について考える機会を提供し、正しい知識と理解を深めるために中学・高校及び大学等に講師を派遣します。 ○県や市町村教育委員会と連携して講座の周知を行い、新規実施校の増加に努めます。
②啓発冊子等の作成・配布	○若年者向け啓発資料「デートDVって…なに？」 ○一般向け啓発資料「一人で抱えないで」 ○DV相談窓口カード
③新たな方法によるDV相談窓口の周知	○動画配信やSNS、群馬県デジタル窓口等を活用した新たな周知方法の工夫に取り組みます。

#### ■ 基本施策② 相談体制の充実・強化

現在、6か所（前橋市、高崎市、藤岡市、安中市、長野原町、大泉町）に設置されている市町村配偶者暴力相談支援センターについて、未設置市町村に対し必要性を説明し、相談しやすい身近な存在として設置を促進します。

また、相談対応のノウハウや専門知識を蓄積している女性相談所による助言指導や研修など

を通じて、市町村相談員の資質向上を図ります。

①市町村配偶者暴力相談支援センター設置促進	○未設置市町村に対し、市町村配偶者暴力相談支援センター設置の重要性について周知に努め、設置促進の働きかけを行います。
②スーパーバイズ・事例検討	○各相談員が実際に経験した事例を基に、今後の対応について意見交換・検討を行います。また、相談対応に係る心理的なケアを行います。
③実務講座の実施	○「相談援助職の記録の書き方」等のテーマを決めて、市町村の担当者や相談員等が実務を学ぶ講座を実施します。
④スーパーバイズ研修の実施	○DVの相談業務に関する基礎的なこと及び技術スキル等を、テーマごとに講義及びグループワーク形式で学ぶ研修を実施します。
⑤出張相談事業	○女性相談員が市町村からの依頼により、市町村に出向いて相談員への技術的アドバイスを行います。

### ■ 基本施策③ 自立支援の充実

民間団体等と連携し、一時保護所等を退所した後の被害者の就労支援や各種手続きなどの自立支援を行います。

①DV被害者等地域生活定着支援事業	○シェルターの運営等を行っている2つの民間支援団体に委託し、一時保護所やシェルターを退所した被害者等の自立を図るため、家庭訪問や協力企業開拓、各種手続の際の同行等の支援を行います。
-------------------	--

### ■ 基本施策④ 被害者の子どもに対する支援

児童相談所と連携し、面前DVで傷ついた子どもの心のケアを行います。また、DV対応と児童虐待対応との連携を図り、DV及び児童虐待被害の深刻化、重篤化を未然に防止します。

①要保護児童対策地域協議会における情報共有・連携推進	○各市町村に設置された「要保護児童対策地域協議会」を連携の場として、市町村（児童虐待担当・母子保健担当・DV担当）と児童相談所、警察、女性相談所が、個別のケースについて情報共有及び明確な役割分担のもと連携し対応します。
----------------------------	---

②子どもの心のケア	○同伴児が心に傷を受けている場合は、女性相談所と児童相談所が連携し、子どもの状況把握や心のケアを実施します。
-----------	--

### 目標数値（指標）

#### ・基本方針Ⅲ 一人ひとりを被害から守る

項目	現状	目標
消費者トラブルに遭った人の割合	10.9% (R1年度)	10.0%以下 (R7年度)
犯罪被害者等を対象とした支援条例を策定した市町村の数	1町 (R2年度)	12市町村 (R7年度)
配偶者暴力相談支援センター数（県・市町村合計）	7か所 (R2年度)	10か所 (R7年度)

---

## 資料編

---

## ■ 資料編

### 1 目標数値（指標）一覧

#### ・基本方針Ⅰ 一人ひとりを尊重する

項目	現状	目標
基本的人権が守られていると思う人の割合	67.2% (H22年度)	75.0% (R7年度)
男女の地位の平等感（社会全体）	17.4% (R1年度)	35.0% (R7年度)
県の審議会への女性の参画率	38.1% (R2年度)	40.0% (R7年度)
再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数	1市 (R1年度)	18市町村 (R7年度)

#### ・基本方針Ⅱ 一人ひとりの活動を支える

項目	現状	目標
群馬県とNPO法人等民間団体との協働件数	140件 (R1年度)	400件 (R7年度)

#### ・基本方針Ⅲ 一人ひとりを被害から守る

項目	現状	目標
消費者トラブルに遭った人の割合	10.9% (R1年度)	10.0%以下 (R7年度)
犯罪被害者等を対象とした支援条例を策定した市町村の数	1町 (R2年度)	12市町村 (R7年度)
配偶者暴力相談支援センター数（県・市町村合計）	7か所 (R2年度)	10か所 (R7年度)

## 2 策定経過

---

時 期	主な経過等
令和 2 年 6 月	令和 2 年第 2 回定例県議会（常任委員会）に計画等一覧表提出
7 ~ 9 月	関係会議や関係団体等での意見聴取等
12 月	令和 2 年第 3 回後期定例県議会（常任委員会）で計画素案説明 パブリックコメント実施（～令和 3 年 1 月） 関係会議や関係団体等での意見聴取等（～令和 3 年 1 月）
令和 3 年 2 月	令和 3 年第 1 回定例県議会に議案提出（議決を要する計画）
3 月	令和 3 年第 1 回定例県議会（常任委員会）で計画案説明 議決 → 計画の公表

### 3 関係法令等一覧

法令等の名称	趣旨・目的等
消費者安全法	第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
群馬県消費生活条例	第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。
群馬県犯罪防止推進条例	第一条 この条例は、地域社会において日常的に安全が保たれるよう犯罪の起こりにくいまちづくり（以下「安全なまちづくり」という。）に関し県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪の防止のために必要な事項を定め、もって県民及び観光等で本県を訪れる者が安心して暮らし、又は滞在することができる安全な社会の実現を図ることを目的とする。
犯罪被害者等基本法	第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。
群馬県犯罪被害者等支援条例（仮称）	(※今後記載予定)
群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）	(※今後記載予定)
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。
男女共同参画社会基本法	第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の

	形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
群馬県男女共同参画推進条例	第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	(前文) 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。
再犯の防止等の推進に関する法律	第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。
群馬県情報公開条例	第一条 この条例は、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めいくことを目的とする。
群馬県個人情報保護条例	第一条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護及び県民に信頼される公正で民主的な県政の推進を目的とする。

個人情報の保護に関する法律	第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。
群馬県児童虐待防止条例（仮称）	(※今後記載予定)
群馬県青少年健全育成条例	第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、県、保護者、県民、事業者等の責務を明らかにし、県の施策の基本を定めてこれを総合的に推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
特定非営利活動促進法	第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

4 『群馬県生活安心いきいきプラン』と「生活分野」の個別基本計画等との対応表

基本方針	施策目標	基本施策	個別基本計画等							条例
			協 動	消 費	人 権	犯 罪	被 害	参 画	D V	
I 一人ひとりを尊重する	1 人権を尊重した考え方・行動ができる社会を実現する	①人権教育・啓発に係る各種事業の実施			○					
		②関係団体との連携			○					
		③多様な性に対する理解促進			○					
	2 性別にかかわりなく一人ひとりが尊重され、ともに支え合う社会を実現する	①男女共同参画社会の浸透					○			
	3 女性が自ら思い描く人生を生き、活躍できる社会を目指す	②男女がともに参画できる環境づくり				○				
		③ぐんま男女共同参画センターの機能強化			○					
		①女性の活躍推進				○				
	4 犯罪や非行をした人たちを孤立させない社会を実現する	②女性参画の拡大			○					
		③女性応援の体制づくり			○					
		①国・市町村・民間団体との連携強化					○			
II 一人ひとりの活動を支える	5 様々な主体が協働・共創する社会を実現する	②民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進				○				
		③社会復帰に向けた各種事業の実施				○				
		①協働・共創の推進	○							
		②市民活動の活性化	○							○
	6 持続可能な社会に向けた消費行動を推進する	③県民の県政への参加促進								
		④災害ボランティア活動の体制づくり	○							
		①消費者啓発の推進		○						
		②持続可能な消費行動の推進		○						

基本方針	施策目標	基本施策	個別基本計画等							条例
			協働	消費	人権	犯罪被害	参画	D V	再犯	
III 一人ひとりを被害から守る	7 消費者の権利を尊重し、被害を未然に防止する	①消費生活センターの機能強化	○							
		②消費者被害の未然防止	○							
		③消費者被害の救済	○							
		④悪質な事業者への監視・指導の徹底	○							
8 特殊詐欺や、子ども・女性への犯罪等の被害を防止する	8 特殊詐欺や、子ども・女性への犯罪等の被害を防止する	①地域の防犯力の向上	○							
		②特殊詐欺被害の防止	○							
		③子ども・女性の安全確保	○							
9 犯罪被害者等が安心して暮らせる社会を実現する	9 犯罪被害者等が安心して暮らせる社会を実現する	①啓発活動の推進			○					
		②相談・支援体制の充実強化			○					
		③群馬県性暴力被害者サポートセンターの運営			○					
		④被害者等の自立・社会復帰の促進			○					
10 配偶者等からの暴力を許さない社会を実現する	10 配偶者等からの暴力を許さない社会を実現する	①予防教育・広報啓発					○			
		②相談体制の充実・強化					○			
		③自立支援の充実					○			
		④被害者の子どもに対する支援					○			

(注) 表中の個別基本計画等、及び「条例」の正式名称は、下記のとおりです。

(※カッコ内は計画等の所管課)

「協働」 …協働による地域づくりに関する指針（県民活動支援・広聴課）

「消費」 …第2次群馬県消費者基本計画（消費生活課）

「人権」 …人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画（生活こども課）

「犯罪被害」 …第3次群馬県犯罪被害者等基本計画（生活こども課）

「参画」 …第5次群馬県男女共同参画基本計画（生活こども課）

「D V」 …第4次ぐんまDV対策推進計画（生活こども課）

「再犯」 …群馬県再犯防止推進計画（生活こども課）

「条例」 …群馬県情報公開条例（県民活動支援・広聴課）

## 5 索引

(※索引は最終原稿で精査予定)

### [あ]

- 新しい生活様式 ..... 11,19,20  
アフターコロナ ..... 19,20  
新たな日常 ..... 11,19,20

### [い]

- インターネット上の誹謗中傷 ..... 24,25,34

### [う]

- ウィズ(With)コロナ ..... 19,20

### [え]

- S D G s ..... 13,27,53  
L G B T Q ..... 34,35,36

### [け]

- 県民の幸福度 ..... 11,21

### [し]

- 新型コロナウイルス感染症 ..... 9,11,17,18,19,26,34,66  
児童虐待 ..... 9,11,18,24,67,68,75

### [て]

- D X ..... 20,26,49

### [に]

- ニューノーマル(新常態) ..... 19

### [は]

- 配偶者等からの暴力 ..... 2,8,9,12,22,23,24,27,66,74  
犯罪被害者 ..... 2,6,7,11,12,22,23,24,27,29,30,35,63,64,65,69,71,73,77

### [み]

- 3つの密 ..... 19,20

群馬県生活安心いきいきプラン  
〔2021-2025〕  
(令和〇年〇月策定)

群馬県生活こども部生活こども課  
前橋市大手町一丁目1番1号  
☎ 027-897-2724

